　　　　　　　　　　　　平成２８年第３回柳津町議会定例会会議録

　　平成２８年９月８日第３回柳津町議会定例会は柳津町議会議場に招集された。

１．応招議員は次のとおりである。

　　１番　岩　渕　清　幸　　　６番　小　林　　　功　　　９番　田　﨑　為　浩

　　２番　磯　目　泰　彦　　　７番　菊　地　　　正　　１０番　鈴　木　吉　信

　　３番　伊　藤　　　純　　　８番　齋　藤　正　志　　１１番　伊　藤　昭　一

　　５番　田　﨑　信　二

２．不応招議員は次のとおりである。

　　な　し

３．会議事件は次のとおりである。

　　会議録署名議員の指名について

　　会期の決定について

　　諸般の報告について

　　町長の説明について

　　請願・陳情について　　陳情第 ７ 号

　　一般質問（通告順）

　　議案第７４号　平成２７年度柳津町歳入歳出決算認定について

　　報告第 １ 号　総務文教常任委員会付託案件審査結果報告

　　報告第 １ 号　決算特別委員会付託案件審査結果報告

　　議案第７１号　柳津町観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について

　　議案第７２号　柳津町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の廃止について

　　議案第７３号　辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

　　議案第７５号　平成２８年度柳津町一般会計補正予算

　　議案第７６号　平成２８年度柳津町国民健康保険特別会計補正予算

　　議案第７７号　平成２８年度柳津町後期高齢者医療特別会計補正予算

　　議案第７８号　平成２８年度柳津町介護保険特別会計補正予算

　　議案第７９号　平成２８年度柳津町簡易水道事業特別会計補正予算

　　議案第８０号　平成２８年度柳津町町営スキー場事業特別会計補正予算

　　議案第８１号　平成２８年度柳津町農業集落排水事業特別会計補正予算

　　議案第８２号　平成２８年度柳津町下水道事業特別会計補正予算

　　議案第８３号　平成２８年度柳津町簡易排水事業特別会計補正予算

　　議案第８４号　平成２８年度柳津町林業集落排水事業特別会計補正予算

　　議案第８５号　教育長の任命同意について

　　議案第８６号　教育委員会委員の任命同意について

　　議案第８７号　教育委員会委員の任命同意について

　　議案第８８号　町道路線の廃止について

　　報告第 ３ 号　専決処分の報告について

　　報告第 ４ 号　一般財団法人やないづ振興公社経営状況報告について

　　報告第 ５ 号　地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について

　　議員派遣について

　　議員提出議案第 ７ 号　地方財政の充実･強化を求める意見書の提出について

　　　　　　　　　　　　平成２８年第３回柳津町議会定例会会議録

　　　　　　　　　　　　第１日　平成２８年９月８日（木曜日）

１．出席議員は次のとおりである。

　　１番　岩　渕　清　幸　　　６番　小　林　　　功　　　９番　田　﨑　為　浩

　　２番　磯　目　泰　彦　　　７番　菊　地　　　正　　１０番　鈴　木　吉　信

　　３番　伊　藤　　　純　　　８番　齋　藤　正　志　　１１番　伊　藤　昭　一

　　５番　田　﨑　信　二

２．欠席議員は次のとおりである。

　　な　し

３．地方自治法第121条の規定により出席を求められ、出席した者は次のとおりである。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 町長 | 井　関　庄　一 |  | 保育所長 | 矢　部　良　一 |
| 副町長 | 郡　司　博　道 |  | 教育委員長 | 新井田　順　一 |
| 総務課長 | 角　田　　　弘 |  | 教育長 | 目　黒　健一郎 |
| 出納室長 | 金　子　佳　弘 |  | 教育課長 | 横　井　伸　也 |
| 町民課長 | 鈴　木　春　継 |  | 公民館長 | 舩　木　慎　弥 |
| 地域振興課長 | 菊　地　淳　一 |  | 代表監査委員 | 目　黒　忠　威 |
| 建設課長 | 横　田　勝　則 |  |  |  |

４．会議に職務のため出席した者の職氏名。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 議会事務局長 | 天　野　　　高 |  | 専門員 | 鈴　木　一　義 |

５．会議事件は次のとおりである。

　　日程第１　会議録署名議員の指名について

　　日程第２　会期の決定について

　　日程第３　諸般の報告について

　　日程第４　町長の説明について

　　日程第５　請願・陳情について　　陳情第 ７ 号

　　日程第６　一般質問（通告順）

　　日程第７　議案第７４号　平成２７年度柳津町歳入歳出決算認定について

　　　　　　　　　◎開会及び開議の宣告

○議長

　　　ただいまから、平成28年第３回柳津町議会定例会を開会します。

　　　これより本日の会議を開きます。（午前１０時００分）

　　　本日の議事日程はお手元にお配りのとおりであります。

　　　これより議事に入ります。

　　　　　　　　　◎会議録署名議員の指名について

○議長

　　　日程第１、会議録署名議員の指名について。

　　　本定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により指名をいたします。

　　　１番、岩渕清幸君、２番、磯目泰彦君、３番、伊藤　純君、以上３名を指名いたします。

　　　　　　　　　◎会期の決定について

○議長

　　　日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

　　　お諮りいたします。

　　　本定例会の会期については、さきの議会運営委員会において、本日から９月15日までの８日間と協議を願ったところでありますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本定例会の会期を本日から８日間とすることに決定いたしました。

　　　　　　　　　◎諸般の報告について

○議長

　　　日程第３、諸般の報告について。

　　　これより平成28年６月15日開会の第２回定例会以降、本日までの諸般の報告をいたします。

　　　まず、議会の諸般の報告については、お手元にお配りのとおりでありますので報告にかえます。

　　　また、一般質問の中で検討します等の答弁について、その後の経過についての報告書が届いており、お配りしております。議会全員協議会において内容の協議を行います。

　　　次に、柳津町監査委員より、平成28年５月から７月までに関する例月出納検査結果報告があります。その写しをお手元にお配りいたしましたので報告にかえます。

　　　次に、西山地域開発協議会からの「西山地域の開発に関する陳情書」については、お手元にお配りしたとおりでありますので報告にかえます。

　　　次に、会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告を求めます。

　　　６番、小林　功君。

○６番（登壇）

　　　おはようございます。会津若松地方広域市町村圏整備組合議会の報告をいたします。

　　　去る８月18日から25日までの８日間を会期として、会津若松市河東支所２階大会議室において議会定例会が開催されました。

　　　管理者提出案件は８件です。うち、予算案件１件、平成28年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算についてであります。また、単項案件１件、これは平成27年度会津若松地方広域市町村圏整備組合水道用水供給事業剰余金の処分に関する案件です。報告案件は３件でございます。平成27年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計継続費精算の報告、同一般会計繰越明許費繰越計算書の報告及び同水道用水供給事業会計決算に基づく資金不足比率についての報告がありました。さらに、承認案件は３件であります。平成27年度会津若松地方広域市町村圏整備組合一般会計歳入歳出決算の認定、同あいづふるさと基金事業特別会計歳入歳出決算の認定及び同水道用水供給事業会計決算の認定についての案件が提出されました。また、議会側提出案件として報告案件が１件です。監査の結果報告です。これらの提出案件については、全案件とも特に異論なく原案のとおり可決、承認されましたことをご報告いたします。

　　　なお、詳細につきましては、事務局に資料がございますのでごらんください。

　　　以上でございます。

○議長

　　　以上をもって諸般の報告を終わります。

　　　　　　　　　◎町長の説明について

○議長

　　　日程第４、町長の説明について。

　　　町長の挨拶と提出議案の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　皆さん、おはようございます。

　　　本日、平成28年第３回柳津町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多忙の折にもかかわらずご出席をいただき、まことにありがとうございます。

　　　まず初めに、今回の台風９号・10号では、北海道と岩手県において尊い人命や貴重な財産が失われ、多くの方々が避難生活や孤立を余儀なくされました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様、避難生活を送られている皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

　　　柳津町においては、平成23年７月に新潟・福島豪雨災害があり、さらに、昨年４月には塩野地内の土砂災害が発生するなど、幸いにも人的被害はなかったわけでありますが、甚大な災害に見舞われました。災害はいつ、どこで発生するかわかりません。町民の安心・安全のために最新の情報を収集し、そして共有しながら迅速かつ正確な判断をして、空振りを恐れることなく町民の皆様にお伝えをしていきたいと考えております。議員の皆様方、関係者の皆様方並びに町民の皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。

　　　さて、先月は、ブラジル、リオデジャネイロで開催されました第31回オリンピック競技大会が大盛況の中無事に終了いたしました。17日間、28競技306種目に熱戦が繰り広げられ、日本は金・銀・銅合わせて41個のメダル獲得と躍進を遂げました。いよいよ４年後にはここ日本で東京オリンピックが開催されます。日本人選手のさらなる活躍、期待はますます高まるばかりであります。

　　　また、オリンピックが経済に与える影響は、開催に向けては建設需要が今後上向きになることが予想されます。しかしながら、消費については、平成30年10月に消費税が引き上げられた後の開催になりますので、駆け込み需要と反動減をきっかけに消費が長期間にわたって停滞する可能性もあると予想もされております。

　　　今回、安倍政権は、６月に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、一億総活躍社会の実現の加速、21世紀型のインフラ整備、また、中小企業・小規模事業者及び地方の支援、熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心・防災対応の強化関連等、事業規模28兆円で歳出総額４兆円超えの第２次補正予算案を決定いたしました。若者への支援拡充、女性活躍の推進、社会全体の所得の底上げ、中小企業・小規模事業者の経営力強化生産性向上等、景気回復等につながるものと大きな期待をしているところであります。

　　　このような中で、本年度も間もなく半年を過ぎようとしております。町の重点事業に掲げました各種施策につきましても順次進捗しているところであります。町の将来像であります「みんなが主役　笑顔広がる絆の町」を実現するために、今後とも適正かつ効率的・効果的に行政運営に取り組み、各種施策・事務事業の遂行のため全力を傾注してまいりますので、議員の皆様方のご理解とご協力を申し上げる次第であります。

　　　なお、本議会に提案いたします案件は、条例の制定に関する案件、１件、条例の廃止に関する案件、１件、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関する案件、１件、平成27年度決算認定に関する案件、１件、平成28年度補正予算に関する案件、10件、教育長の任命同意に関する案件、１件、教育委員会委員の任命同意に関する案件、２件、町道路線の廃止に関する案件、１件、専決処分の報告に関する案件、１件、一般財団法人やないづ振興公社経営状況の報告に関する案件、１件、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告に関する案件、１件、以上の21件であります。

　　　慎重審議の上、全議案議決賜りますようお願いを申し上げまして、私の挨拶といたします。

　　　　　　　　　◎請願・陳情について

○議長

　　　日程第５、陳情について。

　　　陳情第７号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」についてを議題といたします。

　　　お諮りいたします。

　　　本陳情書は、陳情の趣旨を尊重し、所管の総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本陳情は、総務文教常任委員会に付託し、本会期中に審査をすることに決定しました。

　　　　　　　　　◎一般質問

○議長

　　　日程第６、これより一般質問を行います。

　　　通告順により、田﨑為浩君の登壇を許します。

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番（登壇）

　　　それでは、通告のとおり２点質問させていただきます。

　　　１、スポーツによる町活性化について。

　　　リオデジャネイロオリンピックが終了して約２週間が経過いたしましたが、日本選手のメダルラッシュによりいまだ興奮が冷めやまぬ国民も多く、改めてスポーツの持つ力、影響力の大きさを実感させられた大会でした。とりわけ選手の出身地や出身校、所属企業の盛り上がりと一体感には大変感動したことを覚えております。

　　　さて、いよいよ2020年の東京オリンピックに向けてカウントダウンが始まりました。全国の各自治体においては、予選大会はもちろんのこと、合宿や練習試合等で国内外の選手、関係団体に対し誘致合戦を繰り広げております。これはとりもなおさず、それが自治体の活性化や地域の振興に直結するからにほかならないからであります。

　　　残念ながら、我が町の現施設においてはその条件を兼ね備えてはおりませんが、「スポーツ振興のまち」としてこのスポーツの盛り上がりを何らかの形で生かさなければ、無策のそしりを受けざるを得ません。今こそ、この東京オリンピックを契機として、再度スポーツを通して町の活性化を考えるべきと思いますが、見解を伺います。

　　　２、保育所の運営について。

　　　今年度の重点施策の１つに子育て支援の充実が上げられていますが、さまざまな子育て支援の中でも、保育所の環境整備とともに保育の充実は重要な支援と言えると思います。昨今、親の生活環境や労働環境が多岐にわたってきていることもあり、保育所に求められることも複雑化してきています。そこで、これからの保育所のあり方について下記の３点について見解を伺います。

　　　１、西山保育所について。現在の西山保育所は建物と遊具の老朽化が顕著であり、父兄からは不満の声が絶えることはありません。そのような声に対し、町はどう考えているのか見解を伺います。

　　　２、同一労働同一賃金について。国会においても正規雇用と非正規雇用の賃金格差が議論されておりますが、柳津町保育所においても、その割合がほぼ１対１になっております。仕事の内容や求められる責任はほぼ同じであり、モチベーションが保たれるのかが懸念されます。それに対し町の見解を伺います。

　　　３、認定こども園について。現在、柳津町には幼稚園はありませんが、教育格差を懸念し、幼稚園機能を持ったこども園の必要性を訴える父兄も出てきております。近隣町村においても創設しているところもありますが、町としての見解を伺います。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　それでは、９番、田﨑為浩議員にお答えをいたします。

　　　まず、１点目であります。スポーツによる町活性化についてであります。

　　　2020年東京オリンピックの開催で、国民のスポーツへの関心はさらに高まるものと思っております。そしてまた、各競技団体では次世代のジュニア強化に力を入れるなど、世界で競い合うトップアスリートの育成・強化を進めており、スポーツをする人、スポーツを見る人、スポーツを支えながら育てる人が連携をしながら、さらにスポーツ人口がふえることが期待されているところであります。

　　　町においてもスポーツを普及させ、定着させながら、より身近なものとするために、地域スポーツクラブ、学校、町、スポーツ団体などが連携することが必要であるとの考えを持っているところであります。

　　　残念ながら、町の運動施設には、公式な大会を開催できる基準に達する施設はないものの、さまざまなスポーツができる環境が整っておりますので、今後は、現在の施設をさらに充実させながら環境を整え、スポーツ合宿誘致に力を入れるとともに、地域のスポーツクラブ等を通して地域の皆様のスポーツへの関心を高めて、町のキャッチフレーズであるいで湯と信仰とスポーツの里づくりに努めてまいりたいと、そのように考えております。

　　　なお、本施設関係では、柳津町としてスポーツの街宣言をしましたけれども、施設についてはかなり早い段階でのスポーツ振興を努めてきた結果であると、そのように思っています。今後については今のような形で進めてまいりたいと思っております。

　　　２番目の保育所の運営についてであります。西山の保育所施設につきましては、老朽化が進んでいることから、毎年必要な補修等を行って対応しているところであります。こうした中でありますが、中学校の統合について、平成30年４月を目標と定めたことから、本年度より関係班長による西山中学校利活用等プロジェクトチームを編成いたしました。保育所としての利用を含めて訪問後の校舎の利用方法について検討しているところであります。

　　　次に、正規雇用と非正規雇用の賃金格差につきましては、町の保育所においても正職員11名、臨時職員11名のほか、町民課と兼務の臨時栄養士１名となっており、臨時職員の占める割合が多い状況であります。町においても正職員の保育士を本年度若干名採用する予定でおりますが、国の議論の動向を踏まえながら、保育所の職員数についても、現在策定中の定員適正化計画の中で検討してまいりたいと、そのように思っております。

　　　次に、認定こども園につきましては、子ども子育て支援に関する事業については、子ども子育て関係者等から多く意見を聴取しながら、調査審査するため、平成26年度に柳津町子ども・子育て会議を設置し、委員12名によって町の保育所の現状とこれからのあり方等について協議を重ねてきたところであり、認定こども園化についても選択肢として示されております。

　　　また、国において平成27年４月から新たな子ども・子育て支援制度がスタートしたわけであります。近隣町村の保育所でも認定こども園へ移行したところもありますが、柳津町では今後の方針策定のため、柳津町子育て施策に関するアンケート調査を実施したところであります。これによりますと、認定こども園が「必要だと思う」が37.8％でありました。「あってもなくてもよい」という方が26.5％、「必要でない」が10.8％でありました。「わからない」が24.9％でありましたが、この中で未就学児の保護者では「必要だと思う」とする方と「あってもなくてもよい」とする方が同程度となっておりました。

　　　認定こども園は、就学前の教育、保育ニーズに対応する新たな選択肢でありますが、柳津保育所においては、朝７時から夜７時まで延長保育も実施するなど利用しやすい環境整備を行うとともに、教育面を含めた保育内容の充実を図っているところでありますので、町としては、今後も関係者によってメリット、デメリット等を踏まえて協議をしてまいりたいと、そのような考えであります。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより一問一答方式により再質問を許します。

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　それでは、スポーツによる町活性化についてから再度質問をさせていただきます。

　　　町長が答弁されたとおり、町の施設は随分早く整備したということもありまして、最近のルールにそぐわない点も数多くありまして、大会の誘致等はもちろんまずは難しいのかなというふうな認識はしておりました。ただ、これだけオリンピックが盛り上がって、我が柳津町でスポーツの振興の街として何もしない手はないのかなということで、私もいろいろ県の体協等調べてみましたところ、ご存じかもしれませんけれども、ホストタウン制度というものがありまして、内閣官房のオリンピック・パラリンピック事務局というところが全国の自治体に応募を受け付けておりまして、第一次審査、第二次審査、応募は終わりました。ただ、まだまだ足りなくて、オリンピック・パラリンピック事務局はもっともっと手を挙げてほしいという今、流れであります。ちなみに、県内は会津若松市がタイ、そしていわき市がサモアを仮認定されたわけでありますけれども、そのほかにもどんどん手を挙げてくれということで、それに対して財源措置もきちっとしておりまして、地方交付税も含めて起債やら何やらで国の財源措置もしっかりしてあるということでありますので、競技施設がきちんとしていなくても、場合によってはパラリンピックの、例えば日本でも今回金メダルが有力視されていますけれども、ゴールボールという目隠しをしながら、ボールに鈴が入ったもので転がしながら、サッカーの小さいものなんですけれども、バレーコート１つあると公認大会ができる、そういう種目もありますので、国が進めている、どんどん手を挙げてくれということでありますので、これはぜひ研究してやるべきだと。それによって、何らかの国と柳津町が国際交流ということで、そういうことが進めば、オリンピックが終わっても姉妹都市やら、あるいは子供たちの交流というふうに発展する可能性がありますので、この点、町長いかがでしょうか。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　今、ご説のとおりだと思っております。先ほど申し上げましたが、我が柳津町の運動施設は、本当に先人の皆さん、先輩の皆さんが早目の運動施設の整備をしていただきました。以来、柳津に合宿なりで来る人が多くて、喜んで施設を活用しておりました。残念ながら、公式的な球場とかいろんなものはないんですが、使いやすいというようなことが言われております。そういったいい面をこれからも生かしていきたいと思っています。その中で、今、議員がおっしゃったように、議員の堀井さん、スケートのあの方もそういうことがあったら相談していいよというようなこともいただいております。そしてまた、今進行中でありますけれども、ベトナムの方々の企画書をつくってくれるというような方法を今しております。これはやる、やらないの問題ではなくて、そういうお手伝いをしたいという方がいらっしゃいますので、そういった皆さんの中でどのようなかかわりを持って柳津の施設が活用できるのか、そういったものもこれから選択肢をしていきたいと、そのような思いをしているところであります。

　　　そしてまた、柳津町にはいろんな形が今、議員がおっしゃったように人脈もあるわけであります。そういう皆さんのノウハウを活用しながら、ご指導いただいてこの施設でどのような形で、そしてまた、その提案された方は、宿泊設備が柳津はあるということで、この基盤の中でどんなふうにできるか少し考えてみたいというような方もいらっしゃいましたので、お金がかかるわけではありませんので、そういったご指導をいただければという話はしております。詳細につきましては公民館長がいますので、中身についてはいろんな形でこんなふうにしたいということがありますので、次の質問がありましたらよろしくお願いしたいと思います。

○議長

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　細かいことはまた改めて次の質問の中でも触れさせていただきますけれども、この申請、第一次登録が１月で第二次登録が６月14日に締め切られていますけれども、第三次登録が10月末までとなっていて11月に決定するということですが、その後についても随時、第三次登録の申請状況を踏まえながら募集は続けるということなので、ぜひともそのベトナムとの交流がこれに合致するかどうかわかりませんけれども、ぜひ推進していただきたいというふうに思っております。

　　　その次に、スポーツにおいての町活性化ということでありますと、町長もおっしゃられましたけれども、柳津町は昭和59年にスポーツ宣言の町として整備を進めてきて、当初は、本当に他町村にはない施設なものですから、年間延べで2,000人から3,000人ぐらいの合宿の選手たちが来ていたんですが、昨今ですと、平成23年は震災があった年なので600人弱ですが、それ以降は大体1,000人前後で柳津町に合宿に来ていただいておりますけれども、やはり経済効果ということにおいては、夏に高校生、大学生が柳津町に３日から１週間、10日、滞在してくれるということは、大変町にとってもありがたい話でありますので、もう一度、これは町だけで済む話ではありませんけれども、町の観光振興と町の観光協会、そして商工会、一番大事なのは、施設がバッティングしないかということが一番問題でありますけれども、これはごらんになったと思いますけれども、これは奥会津の合宿のガイドブックなんですが、やはり柳津町が突出して運動施設とあわせて宿泊施設が整備されていて、トップページに載っているわけです。他町村は、拝見しましたけれども体育館が１つ、グラウンドが１つ、宿が１つ、２つと、そういうところがほとんどなものですから、柳津町はこれだけの優位性があるものですから、柳津町が戦略として、観光振興として合宿の誘致をすることによって町の活性化にぜひとももう一度、そういうプロジェクトチームをつくって既存の中でもできるようなことを再度考えるべきだと思いますが、これは館長でよろしいんでしょうか。教育長でしょうか。答弁をお願いいたします。

○議長

　　　それでは、地域振興課長、答弁を求めます。

○地域振興課長

　　　今ほどのご質問の件でありますけれども、合宿ということで施設の充実を図って誘客を図っていきたいというふうには思っておりますけれども、今現在も宿泊施設の利用の減免をしたり、また、宿泊料金につきましては通常よりも安い料金で実施している現状でありますけれども、観光協会といった団体等々と今後協議をしまして支援の充実を図っていきたいというふうに思っております。

　　　以上であります。

○議長

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　今の施設の中でも新たに何か設備投資をしろということではなくて、柳津町の優位性というのは、これは町の教育委員会の協力もあるわけですが、Ｂ＆Ｇのグラウンドと体育館があって、その近くに小学校と中学校の体育館がある。これは学校の顧問にするとすごくやりやすいという話なんですね。ご存じのように、高校であれば体育教官室があって体育のそれぞれの顧問の先生がいらっしゃいますけれども、１人の顧問が柳津町に来て合宿をしていったと。そうすると、戻ると、例えばバスケットをやってきてよかったとなると、バレーの顧問にいろいろ聞かれて紹介したりなんかすると、学校全体の部活、スポーツの部活がそっくりこの柳津に来たという、そういう例もありますので。

　　　ただ、震災以降、一度離れた合宿の先生方というのはなかなか戻ってきませんけれども、それに対してもう一度営業をかけるというか、そういう離れた学校、顧問も転勤してしまうとまたそこで切れたりもしますので、その辺をもう少し追跡調査をしながらやることによって、新たないい合宿地を探しているところにうまくつながることによって、それから長いつき合いになるようなこともありますので。ただ、個人の旅館あるいは観光協会だけではなかなかできないこともありますから、教育委員会なり地域振興課なり、その辺のプロジェクトチームのようなものを発足させてやることが大事なのかと思いますので、ぜひ検討いただきたいと思います。これは答弁は結構です。

　　　もう一つ、町のスポーツ振興というと、やはり私が一番今思うのは、大会の誘致であると思います。確かに施設はなかなか老朽化しているものがありますけれども、今の既存の中でも柳津町で取り入れられるものというのは、まず私はテニスだと思います。あのテニスコートというのは、テニスの選手から言わせると、なかなか近隣町村にはないような状況でありますから、せめて県大会レベルの大会を柳津に誘致することができないかということなんですが、ちょうどここに公民館長がいらっしゃいますけれども、県の体育協会の副理事長をされておりますので、その辺の内情をご存じでしたら、ぜひ答弁をお願いいたします。

○議長

　　　舩木公民館長。

○公民館長

　　　田﨑為浩議員にお答えいたします。

　　　テニス協会の副理事長という立場での回答になるかとは思いますが、現在、来年度南東北総体３県で開催される予定になっております。山形県、宮城県、福島県３県で全国インターハイが開催される運びになります。そこで、福島県としましては、ソフトテニス、テニス、ボクシング、これが会津総合運動公園で開催される運びになっております。学校数が51校、個人で700名程度の生徒が来ることになっておりまして、練習会場の問い合わせ等も協会のほうには来ているような現状です。ですから、会津地区内においてこれだけのテニスコートを有している市町村は少ないということで、柳津のほうの宿舎関係、練習会場関係についても問い合わせが来ているところでありますので、来年度そういった全国から学校が集まってくるということに関しまして、町としても何らかのＰＲを進めていければと考えております。

○議長

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　ありがとうございました。大変ありがたいお話でありますので、何とか少しでも誘致ができればとお願いを申し上げます。

　　　次に、大会の誘致ということでありますが、これは教育長に対しての質問になると思いますけれども、今、町が行っている町民マラソン大会が随分と参加人数も少ないですし、そろそろ見直しをかけなければならないというところでありますけれども、昨今、近隣町村でもマラソン大会が随分と盛んになっておりまして、福島駅伝の柳津チームも何大会か出る予定をしておりますけれども、すぐ受け付けが終わってしまうという大会がほとんどであります。それだけマラソンに対するニーズがあるということで、ぜひ柳津町も公のマラソン大会、そういうものにそろそろ切りかえるべきではないのかなと。それによって町の経済効果にも寄与すると考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長

　　　教育長。

○教育長

　　　マラソン大会の件でありますけれども、現状、私も毎年会場に行って見させていただいていますので、参加人数については確かに多くないという状況であります。ただ、学校教育を所管する教育委員会といたしましては、学校教育の中で走るということに対する子供たちのなれをもっともっとつけさせることが必要であろうというようなことを感じておりまして、大会等につきましては、大会そのものについて公民館のほうでいろいろ見直しを図って実施しているところでありますので、今年度また、多分マラソン大会は行いますけれども、その状況等、反省等を踏まえながら検討していく中身かというふうに感じております。

○議長

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　それでは、町長に同じ質問をさせていただきたいのですが、町長、そろそろ柳津町もスポーツの街として公のマラソン大会、ただ、マラソン大会と言っても42.195ではなくて、坂下のいにしえマラソン、あるいは西会津の桐ゲタマラソンだとか鶴ヶ城マラソンだとか、それぞれ親子で２キロ、３キロ、あるいは５キロからハーフとか、そういういろんな参加しやすい種目をマラソン大会と称しておりますけれども、柳津町も千人規模の大会ですと恐らく開催は可能だと思いますけれども、その辺、町の地域振興という形、考え方でいかがでしょうか。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　９番、田﨑議員にお答えをいたします。

　　　今までもですが、それぞれ皆さんの役割をしながらマラソン大会をやってきたわけでありますが、どうしてもやはり持続性がないということであります。そういった中で、なぜ持続性がないのかということをやはり精査をして、何とかここでスポーツの里としての皆さんに親しんでもらえるような、そういうコースをとれるような対策をしていかなければならないと、そのように思っております。

　　　今、議員がおっしゃったように、１つの変化があったときに10の物事を考えなさいという言葉があるわけですが、１つの変化、こういうオリンピック、世界の大会があるという変化が起きてきたわけですから、これはいろんな今議員がおっしゃったような、マラソンもそうでしょうし、そしてまたいろんな競技、内容もあると思うんですね。そういったものをやはりここにいるみんなが協力してそういった地位と工夫をしてやってく、これはスポーツの関係している議員もそうですが、旅館の皆さんもやはり考えなければならない。そういったこともして、やはり自分たちの結果は自分たちで出すように努めると。そこに町としては、やはり後援としてきちんとしたバックアップをしていく、そういう体系をとれる町にしなければならない、そのように思っております。

　　　そういった意味では、柳津町はいろんな努力をしていただいています。それを実りあるものにしていきたいと思っています。きのうも夕方運動公園に行ったら、大学生ですが随分と遅くまで３つのグループになってやっていました。本当に使いやすい運動場だと思っていますから、こういったものをぜひある程度今、人数的なものも活用できるような、やはり旅館も活用して、そしてまた商店も活用していけるような体制づくりをやっていきたい、そのように思っています。幸いにして、今、山下佐知子先生ともずっと連絡をとっておりますので、何とか合宿とかマラソンの練習をこちらでということでしたが、なかなかできないそうです。海外とか暖かいところを中心にして合宿をしているということでありますので、そういった皆さんの知恵もかりながら、今、議員がおっしゃったような体制づくりはしていきたいと、そのように思っています。

○議長

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　最初の質問の趣旨に戻りたいと思いますけれども、何とかスポーツを通してこの柳津町が、経済的効果ももちろんでありますけれども、例えば大学生が合宿に来て、その合間を縫って地元の子供たちと交流を持つと。以前にまちおこし関係で、東京大学の学生たちが柳津町に来て、せっかくですから柳津町の子供たちといろいろ交流しようということもありましたし、７月の末には三島町のほうで奥会津オープンセミナーということで西山中学校の子供たちがスタンフォードやオックスフォード大学の学生たちといろいろ交流を持って、一人一人最後にコメントをしましたけれども、意義あるセミナーだったということで本当に本人たちも相当刺激も受けていましたし、夢とか希望とかそういうものを持ったことを目の当たりにしましたけれども、そういうことも通して、経済効果だけではなく誘致して地元の人と触れ合うと。これはホストタウンにも同じ考え方が言えることでありますけれども、そういうことによって、これからのグローバル社会に対して柳津町の子供たちがそれに触れ合う機会をつくる、あるいは、この柳津町に対して愛町精神を柳津町の住民たちに持ってもらうと、そういうこともこういう国際交流の中では随分と大切なことだと思いますので、ぜひ推進をしていただきたいと思います。

　　　次の質問に移ります。保育所の件でありますけれども、西山保育所、今、町長から答弁がありましたけれども、平成30年４月に中学校の校舎があくということで、そこに今の保育所ということで、そうすると、あと29年度だけ１年間ですから何とか我慢してほしいと。そういうことだと思うんですけれども、今の西山保育所が、今年度は12名ですけれども、来年度で８名、30年度には６名、31年度には５名、そして32年度には４名と、シミュレーションすると出てしまうんですけれども、これは保育所長、３人、４人の保育所の運営というのは、例えば保育は預かればいいという問題ではなくて、集団生活の中でいろいろ経験させたり、やはりそういうものがあると思うんですけれども、これ以上人数切ったらやはり大変だよなという数字というのはお持ちでしょうか。

○議長

　　　矢部保育所長。

○保育所長

　　　西山保育所の人数、今、議員からお話があったとおり、どんどん少なくなっていっております。今、西山保育所においては４つのクラスを運営しているわけでありますが、その中でもどうしても人数が少なくなってきております。本年度12名というようなことでありますが、そういう中において議員がおただしのように、32年になると４名というようなことになります。すみれが２名、ひまわり１名、さくら１名というようなことになりますので、そういう中においては今でも保護者の皆さんとも何回となくお話をしております。集団の生活の中でなかなか難しくはなってきておりますが、保護者の中にも保育そのものの考え方も含めていろいろ協議をさせていただいているところであります。人数がどうしても少なくなると預かりの状況になったり、集団の活動というのが、ちょうど年代差があるものですから、なかなかできないというようなことが出てまいります。これらについても十分保護者の皆さんとお話をしながら進めていかなければならないと思っております。保育所内でもその点については何回となく話をしております。私も町民課長を26年度のとき兼務していたことがあるんですけれども、そのときも保護者の方と２回ほどお話し合いをした経験がありますが、なかなか保育所の子供たちが長い距離、こちらのほうの柳津保育所まで来るということがやはり一番保護者にとってはリスクが高いというような部分がありますので、今後また保護者と十分話をした中で進めていきたいと思います。

　　　議員おただしの保育ができるかというようなことになると、なかなか難しい部分が多くなってきているのではないかというふうに感じております。

　　　以上です。

○議長

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　西山の父兄の方と何人かお話をさせていただいておりますけれども、もう保護者会の役員がいなくなっているとか、今回は夏祭りももう西山だけでできないということで、どんどん柳津の保育所との交流が広がるのはいいんですけれども、そうなると、なおさら西山の子供たちが柳津に来る機会が多くなって、遊具だったり施設を見たりすると、やはり親も本人たちも柳津っていいなというふうになるのは必然だと思うんですが、今でも親の都合とかいろんなことで、大人数の中で交流させたいということで、西山地区からも５名の子供たちが柳津にいるわけですけれども、この傾向はもうますます強まるのではないかというふうに懸念されますけれども、そうなると恐らく、柳津の保育所を出たとすれば柳津小学校に入るということになると、西山小学校自体もますます少人数化してしまいますし、その辺はどのように保育所長、捉えていらっしゃいますでしょうか。

○議長

　　　保育所長。

○保育所長

　　　今、おただしのように、保護者の皆さんとも議員もお話ししていると思います。町といたしましても、今12名の子供さんが西山保育所はいるわけでありますが、11名の保護者で行っております。今、議員がおただしのように、今回役員の数もどうしても少なくなるというようなことで、夏祭りは本年度西山保育所で実施をいたしましたが、そのとき臨時総会を開かせていただきまして、役員の数を減らしてということで保護者会のほうから要望がありまして臨時総会を開いたところであります。来年になりますとまた８名で、２人兄弟が入りますので７名の保護者になってしまうというようなことで、役員全員が保護者というような形になるかと思っております。そういう中で、どういうふうに持っていったらいいのかというようなことが一番大きなところであります。

　　　また、議員のおただしのように、支所地区から５名の方が今柳津保育所のほうに来ております。ひまわり２名、さくら１名、たんぽぽ２名というようなことでありますが、この方々についても前からいろいろお話を聞いているところであります。そういう中で理由というところに上がっているのが、どうしても集団生活で人数の多い保育所に出したいというのが今回の保護者の考え方、また勤務が柳津方面ですので、どうしてもそちらのほうに出したいと。それと、西山保育所の場合は２歳児からというようなことになっておりますが、ゼロ歳未満児等について兄弟がいるご家庭にとっては、西山保育所にすみれ、ひまわりを出してこちらに来るというようなことになるとなかなか大変だというようなことで、１カ所のところにしたいというようなことであります。それと、町全体のことでありますが、小学校区についても昨年度については支所地区から来た方が柳津保育所を出てそのまま柳津小学校というようなこともありますので、そういうふうなことでますます西山小学校のほうが人数が少なくなるというような懸念もありますので、これについては保護者の方と十分私たちのほうも話しておりますが、どうしても家庭的な事情等で保育所、柳津に来ているという方がいらっしゃいます。こういうことについては、十分保護者の皆さんとお話をして進めていきたい。また、西山のほうの保護者会の中でもこの５名の内容等についても説明をしております。保護者内でもいろいろ皆さんで話をしておりますが、家庭の事情等もありますので、そういう方向に今なっているという事実であります。

　　　以上であります。

○議長

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　これはもう本当にゆゆしき問題というか、30年４月に例えば新たな西山保育所を開設したときに、４人、果たしてこれはどうなのかという。ただ、では４人だけしかいないんだから柳津に通えというわけにも、これはいかないわけでありますけれども。ただ、これは町長の地元である久保田地区においても、保育所は西山保育所に通って、小学校はまた久保田小学校に出て、そして中学校は西山中学校に通ったと、そんな例もありますけれども、それと似たようなことになるのではないかという懸念を持つわけでありますけれども、これは一長一夕に解決できる問題ではありませんが、これはやはり人口減少問題から来るわけでありますから、これからいろんな政策を通してこの問題は何とか手を打っていかないと、ますますこれが顕著化すると思いますので、これはまた改めていろんな組織があるようですからやっていっていただきたいと思います。

　　　次に、同一労働同一賃金ということなんですけれども、今、日本の中では賃金格差というのは59％、先進国の中では随分と差が開いているような報道を目にしましたけれども、柳津町の臨時職員の28年度の予算が、柳津が2,409万円、西山が245万円ということは、頭割りするとお１人当たり本当に申しわけない程度の額になってしまいます。その中でもやっている保育の仕事、あるいは資格は同じ保母の資格を持ちながら、やっている内容も責任もある程度同じレベルのものを求められているのにもかかわらず、これで果たして本人たちのやる気というか、どうなのかなというふうに大変心配するわけでありますけれども、その点について保育所長、もう一度答弁をお願い申し上げます。

○議長

　　　保育所長。

○保育所長

　　　同一労働同一賃金等の内容等であります。役場の中にも臨時職員もかなりいますが、保育所の中においては、今回も答弁しましたとおり正職員が11名、臨時職員11名というようなこと、また栄養士については町民課のほうと２分の１ずつやっておりますので、臨時職員が多くなっている状況にあります。役場と違うのが、どうしても保育所の内容等については、量・質ともやはり同じような仕事をしていただいているというようなことであります。これらについても町としてもいろいろ考えていかなければならない部分がありますが、今回の答弁にも書かせていただきましたが、本年度保育士のほうでやめる方がいらっしゃいませんが、若干名の職員を今後とりながら、また、今後についてもいろいろ町の中で話をする中において、そういうふうな内容等が少しでも軽減できるような形をとっていきたいというふうに考えております。

　　　以上です。

○議長

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　たしか間もなく職員が１人産休に入りますし、臨時職員も産休に入るんでしょうか。その補充がもうままならないということで、残された職員の方たちの負担も相当ふえるのではないかと危惧されますけれども、今後、臨時職員というのはこれからも単年度雇用でありますし、特に質の高い、質の高いというのは語弊がありますけれども、いい方に来てもらいたいというふうな思いはみんなあると思いますけれども、果たしてこれから先、これだけの労働条件で坂下からこちらのほうにきちんとした人材を確保できるのか、そういう懸念も出てきますけれども、その辺の現状はいかがでしょうか。

○議長

　　　保育所長。

○保育所長

　　　これらについてもやはり議員がおただしのとおり、当初予算の関係を見てもらってもわかるとおり、やはりかなり賃金が低いという部分があります。27年度で見ますと、柳津の場合ですと臨時技能員というようなことで今進めておりまして、30歳未満、30歳以上、40歳以上というような３段階に分けております。27年度から28年度に関しては、若干算出根拠も変えたりして多少よくはしております。近隣町村の所長会議等の中でも出ておりますが、柳津は若干高いような設定だけはさせていただいておりますが、ほかの町村、七折を来るとこちらのほうになかなか来ないというのが現実であります。そんな中で、職員間の中で今臨時の方も含めましていろいろ声かけをしていただいて、保育に適した優秀な方を何とか探したいということで年中を通していろいろ進めております。今、産休関係等についても臨時の方１名が産休に入っておりますし、これから正職員の分が11月３日から産休に入るという形になりますので、どうしても手不足になりますが、それについては今、町の広報紙の中でも募集をかけました。実際、今回いなかったものですから、先般職安のほうに出向きましてお話し合いをしております。その中でなるべく早く職員確保をしていかないと、なかなか待つのも大変になってきている状況でありますので、これについては早急に職員の確保に努力をしていきたいと思っております。

　　　以上です。

○議長

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　これは総務課長が担当になるのでしょうか。定員適正化の問題も含んでいると思うんですが、これはそういう諸般のいろんな環境の中、保育所の正職員というんでしょうか、これはもう少しきちんと整備して、比率をもう少し変えてでも、安定して仕事をしてもらうためには、いい保育、保育の充実を図ってもらうには、その辺まで手をつけるべきだと。これからの柳津町を担ってくれる子供たちのスタートラインで、その辺の環境整備というのは必要ではないかというふうに思いますけれども、これは、総務課長、町長、どちらでもいいんですが、その点についてどういうふうに捉えているのかお伺いします。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　ただいまのご質問の内容については、多分定員適正化計画についておただしだというふうに捉えさえていただきます。本年度、定員適正化計画につきましては、既に各課各班ごとに私と副町長で面談を終わらせていただいております。その中で現状課題等をお伺いいたしました。保育所につきましても現状、今後の人数の推計、あるいはそれに伴う保育所の必要人数等についても聞かせていただきました。そういうものを踏まえながら人員適正化計画の中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。そうしますと、どうしても今、町のほうで皆様方にお示ししている職員人数について再度ご検討いただかなければならないということも出てまいりますので、その辺についても計画ができ次第、皆様にお示しいたしまして協議をさせていただきたいというふうに思ってございます。

　　　以上でございます。

○議長

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　何度も繰り返し申し上げませんが、その辺も含めて保育所の充実ということで、いろいろとその辺のことを鑑みながら進めていただきたいと思います。

　　　最後に、認定こども園についてでありますけれども、たしか近隣ですと美里町に１つ、猪苗代に２つが認定こども園になっておりますけれども、坂下、あるいは湯川はあえて認定こども園にしないで幼稚園と分けてやっているわけでありますけれども、柳津町の子供たちの人数、規模と父兄の思いを考えますと、やはり認定こども園というものを早急に推進することが一番いいのかなというふうに思っておりますけれども、保育所長として、今の施設の中でもしも認定こども園に移行する場合、何か障害となるものはあるのかどうか、例えば所員の資格の問題、あるいは施設の中のレイアウトの問題、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長

　　　町民課長。

○町民課長

　　　認定こども園の関係につきまして、子ども・子育て会議がございます。そちらの中で認定こども園につきましても協議をしてまいった関係がございます。町民課で担当しておりますので、そちらの関係から初めに私のほうから申し上げさせていただきたいと思います。

　　　その協議の中で認定保育園にすべきかどうかということでいろいろメリット、デメリット、委員の方々からお話をいただきました。その結果につきまして、町長答弁にありましたような内容で委員の方にもお示しをしたところであります。何と言ってもメリットというようなことにつきましては、保護者の資格を問わず全て認定こども園に入れるということで非常に大きな部分はございます。また、それとあわせてデメリットというところ、デメリットといいますか不都合、そういった部分も若干確認はされているところではあります。臨時がさらに必要になって職員の質が落ちるといった懸念とか、幼稚園ですと午後２時までということで、延長保育といった部分で延長料金の徴収問題、滞納とかそういったことがならないのか、そういった懸念もございます。あと、幼稚園ですと午後２時までということでありますので、午睡の関係、夕方までいる子供の影響がないのかとか。あと、保育料の不公平さがどうなのかといういろんな意見がございました。そういったところで、26年度から何度か会議をしてきたところでございまして、現在のところ、今後協議は必要であるというようなところで、子ども・子育て会議の中では現在そのような状況でいるところでございます。

○議長

　　　保育所長。

○保育所長

　　　資格についてでありますが、幸い今、保育士10名、私を混ぜて11名なんですけれども、保育士の中で幼稚園教諭と保育士と持っている方が９名いらっしゃいますので、幼稚園へ移行したとしても大丈夫です。１人だけが保育士だけ持っている方で、あとは２つの資格を持っておりますので、そういう点では大丈夫と。

　　　以上です。

○議長

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　このアンケートを拝見しておりますけれども、「必要だと思う」が37％で「あってもなくてもよい」が26％ですから、これをどっちにとるかによっては全く見方が変わってきてしまいますけれども、「必要でない」、要らないよというのが10％で１割で、残りの９割は「あってもなくてもよい」、「わからない」というのも入っての９割ですので、わからないという方も、確かにこの認定こども園については、いろんな法律が変わったりして新聞紙上でもいろいろ報道されましたからちょっとよくない印象も残っている方もいらっしゃると思うので、そういう方も含めてもう一度認定こども園の、他町村でも創設しているところもありますし、その辺をきちんと現状と課題と認定こども園の目的を父兄の方々にしっかり、もう少し理解していただいた上で、また判断を仰ぎながら、正しい認識を持っての必要か、必要でないかというものも、そういう作業も必要なのかなというふうに思いますけれども、最後になりますけれども、町民課長、いかがでしょうか。

○議長

　　　町民課長。

○町民課長

　　　議員がおっしゃるとおり、認定こども園の見方というものが、委員の中でもやはり制度が始まったばかりということで難しいところもございます。その結果「わからない」というところも多くなっているのかというふうに思っております。ですので、今後子ども・子育て会議の中で認定こども園についても協議をしてまいる予定でありますので、認定こども園についてデメリット、メリットも含めてよく理解した上で会議を今後進めてまいりたい、そのように思っております。

　　　以上です。

○議長

　　　９番、田﨑為浩君。

○９番

　　　最後になりますけれども、今年度は町長、トップからの指示ということで、子育て支援の充実ということを三本の柱の１つに掲げておりますので、この子育て支援の中で子供たちの教育環境の整備というのは重要なことだと思いますので、今回の私の質問をぜひとも真摯に受けとめていただいて、よりよい子供たちの環境づくりをぜひとも推進していただくことをお願い申し上げまして、質問を終わります。

　　　以上です。

○議長

　　　これをもって田﨑為浩君の質問を終わります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ここで暫時休議といたします。

　　　再開を11時25分といたします。（午前１１時１１分）

○議長

　　　それでは、議事を再開いたします。（午前１１時２５分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　次に、岩渕清幸君の登壇を許します。

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番（登壇）

　　　それでは、先ほどの通告に従い、人口減少に対する諸政策についてお伺いいたします。３点についてお伺いいたします。

　　　先ほど田﨑為浩議員の質問の中にも出てきましたが、柳津町の人口は毎年減少し続け、その傾向は今後も続くことが予想されております。町独自の推計によっても2040年には2,200人前後と、実に30年間で45.1％減となっております。特に、年少人口、生産人口の減少は目を疑いたくなるような数字となっております。この減少に歯どめをかけるには、今までの発想を転換させるぐらいのことが必要ではないかと考えております。確かに現在も子育て支援事業などがあり、それなりの効果は上がっているとは思いますが、他町村と同じような対策ばかりでは効果も限定的にならざるを得ません。来年度の予算編成に間に合うかどうかわかりませんが、思い切った施策が必要だと思いますが、町長の町の所信をお伺いいたします。

　　　２番、他町村との差別化を図るためにはそれなりの予算も必要になってくることは当然でありますが、限られた予算の中、行政の無駄を省き効率化を図ることにより予算を捻出することは可能だと考えます。暮らしやすさに関するアンケート調査や子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査の結果をどう捉え今後生かしていくか考えをお伺いいたします。

　　　３番、県庁マンとしてのキャリアをお持ちの副町長、教員として県内各地に勤務した経験の教育長、また、プロの行政マンとしての各課長それぞれがその立場から、あるいは、立場を超えて知恵を出し合う場をつくることは可能だと思いますが、いかがお考えかお伺いいたします。

　　　以上、よろしくお願いします。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　それでは、１番、岩渕清幸議員にお答えをいたします。

　　　平成29年度の予算編成につきましては、第５次柳津町振興計画の将来像「みんなが主役　笑顔広がる絆の町」実現のため、厳しい財政状況と目まぐるしく変化する社会経済情勢を職員一人一人が十分認識して、国・県の予算編成の状況を踏まえながら全庁を挙げて所要財源の積極的な確保を図るとともに、限られた財源を最大限に生かすために町が直面する課題に的確に対応していく所存であります。

　　　このため、平成27年度の実績や平成28年度の実績見込み及び前期基本計画の評価を積極的に活用して、自主的・主体的な事業の構築を図るとともに、各課・班の枠組みを超えた横断的な連携を図ってそれらについての施策に取り組んでまいりたいと思っております。

　　　次に、暮らしやすさに関するアンケート調査の結果につきましては、「あなたは柳津町が暮らしやすい町だと思いますか」という問いに対して、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」という町民の割合は81％でありました。振興計画の目標値は平成27年度に75％としておりましたが、６％上回る実績値となったところであります。一方、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」という町民の割合は19％であり、働く場所がない、通勤・通学、買い物、医療機関、子供の教育、雪が多いことに不便を感じている意見が多くあったことであります。

　　　また、子ども・子育て支援事業に関するアンケート調査につきましては、「柳津町は安心して産み、子育てできる環境だと思いますか」という問いに対しましては、肯定的な回答が74％でありました。町の事業に一定の評価を得ているところではあると認識しているんですが、一方で、小児科の医療機関まで遠いことやベビー用品を売っている薬局がない、未就学児の遊び場がない、そして土・日に子供を預ける施設がない、子育て中の母子が集う場所、そして機会がない、高校への通学が大変であるといった不便を感じている意見も多くあったことであります。

　　　こうした意見を踏まえながら、今後関係機関と十分協議をし、町民が幸せを感じて暮らせるような行政運営を進めてまいりたいと、そのような決意であります。

　　　次に、現在、町において町政各部門の基本法策を総合的視野から策定し、推進に当たって相互の連絡調整を行うことを目的に、町長を主宰とし、そして副町長、教育長及び各課長等の管理職職員を構成員とした庁議を設置しているところであります。

　　　また、副町長を主宰とし、総務課長と各班長を構成員とした調整会議を設置しております。各課各班の調整や協力が必要な場合に開催しております。

　　　さらに、班長や担当者を構成員として町振興計画の振り返り評価や次年度への取組方針を調整する施策会議や庁議メンバーを構成員とする施策優先度評価のための政策会議を設置しております。

　　　引き続き、これらの会議をそれぞれの立場から、また立場を超えた知恵を出し合いながら調整を図ってまいりたいと、そのような考えを持っているところであります。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより再質問を許します。

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　それでは、再質問をさせていただきます。

　　　人口減少は何もこの柳津町だけの問題ではなく、全国と言ってもいいほどの喫緊の課題であります。ですが、柳津町としても他町村の差別化ということをして政策を取り上げていかないと、なかなか効果が上がってこないのではないかと。目玉商品というか、他町村にないような政策をすることにより、あるいはマスコミなどの取材などもあれば勝手に宣伝もしてもらえるというようなこともありますので、ぜひその辺は本腰を入れて政策を立ち上げていただきたいと考えております。

　　　まず最初に伺いたいのは、まず教育からというふうにも考えておりますので、柳津・西山両中学校の生徒の進路希望を把握しているのかどうか。また、柳津から通学している高校生の進路希望、就職希望の方で県内あるいは県外とか、そういったものまで把握しているかどうか。会津大学や会津短大へ通学している学生についてはどうなのかお伺いいたします。

○議長

　　　教育長。

○教育長

　　　質問にお答えします。

　　　現在のところ、もちろん義務教育段階である中学生がどのような進路希望をし、どのように実現しているかということについては詳細を把握しております。ただし、個々に入学したその後については、高校からの情報提供を求めるというような場はこちらでもございませんし、高校からの話等もございませんので、詳細なそういった高校生の進路希望、そのまた上についての情報というのは体系的に、組織的に持っている状態ではございません。

○議長

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　就職希望者というのは、県外の方もいると思うんですが県内という方もいると思うんです。いろんなアンケート調査の中でも見ていますと、働く場所がないんだというような意見が必ず出てきます。それに対して、やはり就職を希望する方に対して何らかのアプローチをする姿勢というのは、必ず効果を生むのではないかと。あるいは、父兄に対してもぜひうちから通ってもらって町の事業、あるいは近隣の町村にある事業に勤めていただくというようなアプローチの仕方をぜひ考えてもらえないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長

　　　地域振興課長。

○地域振興課長

　　　ただいま議員がおっしゃったとおり、アプローチということでありますけれども、町といたしましても、そういったことでできるだけ地元に残っていただくようなことで考えていきたいというふうに思っております。

　　　以上であります。

○議長

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　それで、もう少し中学生からの教育というか、課外授業ということでお話ししたいんですが、昨年度の私の主張という中に、西山中学校の女子生徒の方が大変いいことを主張されておりました。西山独自の地域と密着した課外授業、あるいは地元の方と協力した、一緒にやったいろんな活動というようなこと、彼女は西山中学校が残ってほしいというような観点からではございましたが、私はそれを読みまして非常に感心、考えさせられたのは、やはりそういった授業をして町に対する愛着心とか地元愛とか、そういったものを育てていくような授業、カリキュラムが、通常の授業の間を縫ってやるというようなことでなかなか時間もとれないかとは思いますが、そういったような授業もしっかりと考えていただいてそういう課外授業の充実をぜひ図っていってもらいたいと思うわけです。その辺について教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長

　　　教育長。

○教育長

　　　お答えします。

　　　昨年度、青少年の主張の大会で中学３年生だった女の子が、自分の学校で取り組んできたこと、それから学校のよさ、誇りといったものを堂々と主張されたのは私も覚えておりまして、大変感銘を受けております。柳津町の学校教育の構想の中では、柳津町についての正しい理解と愛着、誇り、そういったものを育てたいということで学校にいろいろ指示をしたりして支援をして今進めているところでありまして、今、議員から課外授業というお話がありましたけれども、西山中、柳津中とも柳津についての学習については実際の正規の授業の中でしっかりと扱っているというのが現状です。

　　　具体的には、直接地域の素材に触れる、地域に出かける、地域の方と話す、それから地域の状況を教材化して学習内容にするといったことをいろいろな教科の中で実際にやっております。中学校の中では、西山中学校はここ３年ほど地域について知るだけでなくて、この地域の状況を生かしたいわゆる起業、アントレプレナーシップ教育などという命名をして行っておりますが、地元のことを学習するとともに、自分たちのアイデアを生かして何か仕事になるようなものができないかというような独特の発想を持って研究を進めているところで、これは正規の授業の中で行っているところで、そういった積み重ねがあの女の子の主張の中にすごく影響を与えたというふうに私は思っております。

　　　ことしの学校からの報告ですと、西山中学校の子供たち、２年生で職業体験というのを行うわけなんですが、最近、柳津中、西山中ともに若松方面に出かけていって職業を体験する、職場体験をするというのが中心になっていたわけなんですが、今年度につきましては、西山中の子供たち、人数少ないんですけれども、４人なんですが、柳津町のいろいろな事業所にお世話になってそこで職業体験をしたという報告を受けております。これも地元についていろいろ学んでいろいろな考えを自分たちでつくり上げる機会を持ったために出てきた成果だというふうに思っております。

　　　なお、中学校の統合に当たりましても、そういったすぐれたそれぞれの学校の取り組みというものは、そのよさをぜひ生かして、残して、そして融合して新しい流れにつくりたいというふうにも考えておりますので、そのような地域についての学習というのは今後も引き続き続けさせていきたいというふうに思っております。

○議長

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　それでは、教育課のほうの質問でもう一つさせていだきますが、町でも独自に高校への奨学金制度がありまして、今年度18万円だということでありまして、先ほどお伺いしましたら今年度の執行はゼロだということでございました。実は、私はそのことをわからないでいたんですが、この奨学金については償還義務があるのでしょうか、それともどんな条件になっているのかお伺いいたします。

○議長

　　　教育課長。

○教育課長

　　　お答えいたします。

　　　こちらの奨学金につきましては、返済が必要でございます。それにつきましては、就職する、しないにかかわらず返済は必要となっております。

　　　内容につきましては、現行の柳津町に住所を有する生徒に対しまして、有償でありますけれども、資金面で就学困難だというところに対しまして、認められた者ということで選考される者になりますけれども奨学金を貸与して、教育の機会均等を図ることを目的として設定をされております。

　　　以上でございます。

○議長

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　それで、私は、若者に柳津に定住してもらいたいという大前提で話をするんですが、町独自の奨学金で高卒後またはその後大学に進学した後、柳津に住んでもらえれば償還義務のないというような、数年、５年とかそこらはあるだろうと思いますが、そういう奨学金制度をつくり上げることも大事なのではないかと。最低でも５年程度は町に住んで何か仕事をしていただくというようなことをやることで、償還義務のない奨学金というものの創設についてはどんなふうにお考えでしょうか。

○議長

　　　教育課長。

○教育課長

　　　お答えいたします。

　　　教育課といたしましては、奨学金制度について、利用したくとも無利子とはいえなかなか将来の返済に関して不安があるなどの理由から借りられないとかということがあるかと思います。現行の奨学金制度、大学の部分も特化してあるわけですけれども、これにつきまして全般について見直していかなければならないものなのかというふうには考えております。

　　　以上です。

○議長

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　ぜひそういったことも含めて検討していただきたいと思います。

　　　次ですが、新規就農者に対しては国や県からも手厚い補助制度がありまして、５年間で最大1,050万円というようなこともあるわけですが、商工業や観光業あるいはサラリーマンという方に対しては、余りそういう助成制度はないというふうに思われます。柳津町も観光業の方、商業の方、それぞれ営業している方が後継者不足というようなこともたびたび聞かされますので、ぜひそういったところにもメスを入れていただいて、若い人が一生懸命頑張っているならば何らかの助成制度を創設し、何とか跡取りに柳津に残ってもらえるような政策を立ち上げていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長

　　　地域振興課長。

○地域振興課長

　　　ただいまのご質問の件でございますが、現在、商業、観光業の後継者に対する助成制度というのはありませんけれども、６月の定例議会でも同様の質問があったわけなんですが、来年度の当初予算に向けて支援策を関係団体と協議してまいりたいというふうに思っております。

　　　以上であります。

○議長

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　それについてはぜひよろしくお願いします。さらに、起業、会社を興す方も若い方には考えている方もいるのではないかと。先ほど教育長の答弁の中にもそういった学校の教育もあるんだということでございましたので、ぜひ起業された方に対しても事業が軌道に乗るまでの数年間何らかの形の助成制度、あるいは資金供与、利子補給なり何なりできるような制度の創設もぜひ検討していただきたいと思いますが、今まではそういう検討はありませんでしたか。

○議長

　　　地域振興課長。

○地域振興課長

　　　ただいまのご質問でございますけれども、今現在、起業者に対する助成制度というのはございませんが、雇用の場の確保とか人口減少対策にもつながりますので、今後内部のほうで協議してまいりたいと思っております。

　　　以上であります。

○議長

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　ありがとうございます。

　　　もう一つ、新卒者ということで、当然、卒業してどこかの企業に勤めるという方も大変いると思うんですが、そういう方たちに対しても何らかの方策を考えたいと思っています。その中で、やはり柳津は公共交通機関もさほど発達していないということもありますので、車による通勤ということを当然考えるわけですが、通勤するために新卒者またはＵターン、Ｉターン、Ｊターンという方が対象になると思うんですが、そういった方が通勤のために車を購入するというような場合に、購入資金の一部を助成するとか、利子の補給をするとか、先ほどと同じようなことになると思いますが、そういった方々に対しても、必ず町に残れば何らかのメリットはあるわけでございますので、そういった助成制度についても検討をお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　ご質問についてでございますが、今現在、そのような助成制度というものは議員おわかりのとおりやっておりません。今後につきましては、今、町のほうでとっております交流・移住・定住促進という施策の中で、そういうものが可能なのかどうかというようなことについては、内部のほうで調整をしていきたいというふうに考えております。

　　　以上でございます。

○議長

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　今までいろいろ申し上げましたが、私が１人で勝手に考えたものでございますから、それが果たして現実に即しているものかわかりませんが、ぜひそれ以外のことも、後のほうでも出てきますが、庁内で横断的に考えていただいて、それぞれの各課長あるいは班長さんもそうですが、アイデアを出し合ってぜひ町独自の、ほかの町でやっていないような政策をぜひ立ち上げていただきたいと思います。

　　　次に、大きな２番目の問題ですが、いろんなアンケート調査をやっております。ここに柳津町の人口ビジョンという冊子、28年２月、同じく柳津町のまち・ひと・しごと創生総合戦略、これも28年２月ですが、こういう冊子を見させていただくと、いろんな声が出ております。いろんな意見があり、それぞれ町としても対策ということで考えているわけですが、この中でも本当にやってくれるのかどうかという部分が、アンケートはとりましたけれども、分析はしましたけれども、では政策にどうやって生かすんだという具体的な歩みが見えませんが、どんなふうな会議、先ほど最後の質問の中の回答の中に出てきましたが、課長会とかいろんな会合で話し合いをやっていると思うんですが、必ずこれはやるんだというふうなことがないと答える方も本気で答えません。ですから、出てきた中の対策の１つは何でかんでやるんだよと。ことしは検討だけれども来年は実行に移すよ、計画を立てるよというようなことを見せていただかないと、答える方も本気で答えないし、提案もしないし、何かただ書いただけという話になってしまいますので、その辺、検討結果がわかるような方法、あるいは、事業化できる方向をどうにかして町民に示していくかということが大事だと思うんですが、それについてお答えいただきます。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　お答えをいたします。

　　　今ほどのご質問の内容につきましては、基本的に振興計画のほうでアンケート調査をとっております。そのアンケート調査の結果についてどのようなという話だと私は捉えさせていただきました。そうしますと、そのアンケート調査の中で、例えば町が暮らしやすい町だと思いますかというアンケートに対して「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」という方が、どのような要望でそう思っていらっしゃるのかという部分で設問を設けさせていただいております。そこで出てきている問題が、先ほど町長のほうで答弁をさせていただきました内容等が今あるという部分でございます。どうしても柳津町の抱えている雪国であるとか、そういう問題に対してはなかなか難しいというふうに私は考えておりますが、それ以外のものにつきましては、ここにも書いてありますが、この振興計画については当然27年度の実績、振り返りをやっております。これにつきましても、９月２日に振興計画審議会を開きまして、27年度の実績評価をしてお話をさせていただきました。本議会の全員協議会においても議員の皆様に内容等をお示ししていきたいというふうに考えております。そういう中で出た意見等を踏まえながら、28年度の事業についてはもう取り組んでおりますので、29年度の予算の中で対応できるものにつきましてはそのように対応していきたいというふうに考えております。

　　　ただ、議員おっしゃられるように、それをすぐ見えるようにしてくださいと言われた場合につきましても、なかなか予算であったり、あるいは職員の人員の問題だったりというような問題もあろうかとは思いますが、できる限り町民の声でございますので取り入れていきたいというふうに考えております。

　　　以上でございます。

○議長

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　この柳津町の人口ビジョンの中では、いろんな「そう思わない」という理由があるんですが、なかなか町だけでできる問題ばかりではないことは私も承知しておりますが、例えば医療機関や産婦人科医がないなんて言われても、相手もいることですし、柳津町で病院を建てて産婦人科の先生や小児科の先生を雇ってということはなかなか難しいと思いますが、町だけでできるものもあるはずなんですね。教育施設、公園や遊び場がないんだというようなことで、私も子育て世代の人に聞いたんですが、ばんげひがし公園といったくらいの施設、ああいうところがあれば１日子供と遊んでお金も大してかからないんだと。柳津で何か子供と一緒に遊んで１日暮らせる場所がないというようなこともありますので、Ｂ＆Ｇグラウンドの周辺、あそこにちびっこ広場はあるわけですが、あの周辺のもう少し再整備というか再開発というか、いろんなことを考えると、あの辺にそういう設備があってもいいのではないかと。あとは、いろんな夜間の対応とか出てきて、本当に町でできないことはありますが、町独自で計画を立てて整備をしていけばできる問題が幾つかありますので、ぜひそういったことを検討して、こういう調査の結果、こういうふうにやりましたよというようなことを広報なり何なりでお知らせすることが町民に対する義務だと思うんですが、それについてお答えください。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　お答えをいたします。

　　　ただいま子供の遊び場という話も出ましたが、実はそれも振興計画審議会の中で委員の方からそのご要望がございました。やはり子育てをしている方でいらっしゃいました。柳津町には今、議員がおっしゃるように親子で過ごせる公園がないという部分で、それについて整備をお願いしたいという要望がございました。それにつきましても、町といたしましては真摯に受けとめさせていただいて、今後にそういうものが可能かどうかという部分で調査をしていかなければならないというふうに判断をしているところでございます。

　　　また、そういうできたものに関しましては、そういう要望に基づいてこういう施設ができましたということであれば、そういうものは広報とかというものを使いながら町民の方に知らしめていきたいというふうに考えております。

　　　以上でございます。

○議長

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　いろんな調査と検討とは必ずやるんですが、それをやはり形にしていくという覚悟、努力が必要だと考えますので、よろしくお願いします。

　　　最後の質問にしますが、庁内にいろんな会議がありますよということでございます。もちろんそれは承知してはおりますが、それ以外にも、例えば今の商工会長さんは、測量設計会社を起業して現在会長さんでいろんな人脈をお持ちの方ですし、観光協会の会長さんは全国いろんなところのイベントに出かけていって出張販売をしておられるというような、いろんな経験を持っておられる方も町には大勢いるわけですよ。そういった方々の声もぜひ生かしていただいて、何らかのほかの町でやっていないような政策をぜひ検討していただきたいと思うんですが、それについてもやはり町長が本気だよというようなことを示していただかないと、提言する方もアンケートに答える方も、先ほども言いましたが、本気でやってくれないと思いますので、必ず何かしらは形にしますよというような覚悟と本気度を示していただきたいと思います。

　　　また、副町長さんも、今のところ考えると半年余りの任期でありますので、ぜひこれは副町長が提案したことだというようなことを１つ残していただきたい。ぜひそういったことをしていただきたいと思いますので、町長の覚悟というものをお聞かせいただいて、私の質問を終わります。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　１番議員にお答えをいたします。

　　　まさにそれは私の政策としてマニフェストもあるわけですから、これから柳津の姿としてそれを実行していくということは大事であろうと、そんなふうに思っております。ただ、柳津町の場合に、全てがトップダウンでやっていいのかというと、そうではないと私は思っております。この財政の厳しい中で、柳津町の手法とすれば、我々が国に行ってこういう予算があります、職員何とかしろとトップダウンをした場合に、これは大変、職員が困るわけでありますので、それが振興計画にきちんと載っていることでありますので、それらを重視してやっていくというようにしております。そしてまた、これだけの81人の職員というのは、優秀な職員であります。これらのいろんなアイデア、そういったものが１つの形になるように、私は大事にしていきたいと。その中で、私が必要としている政策の中に取り入れて実現を可能にしていくという覚悟は持っております。

○議長

　　　副町長からの回答は。

○１番

　　　ぜひお願いします。

○議長

　　　副町長。

○副町長

　　　お答えいたします。

　　　まず、私の任期は一応あと２年半ございますので、（「２年半でしたか。すみませんでした」の声あり）その間に何らか、私がここで、議員がおっしゃいましたように、ここにいた、ここでこういうことをやったんだという何か爪跡のようなものを残せればというふうに考えておりますので、しっかり頑張ってまいりたいと思います。

○議長

　　　１番、岩渕清幸君。

○１番

　　　大変失礼いたしました。

　　　ぜひ、町長、副町長の答弁のとおり頑張っていただいて、１人でも多くの方が柳津に残る、若者が定住するというようなことを希望しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長

　　　これをもって、岩渕清幸君の質問を終わります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ここで暫時休議といたします。

　　　再開を午後１時ちょうどといたします。（午後０時０３分）

○議長

　　　議事を再開いたします。（午後１時００分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　次に、磯目泰彦君の登壇を許します。

　　　２番、磯目泰彦君。

○２番（登壇）

　　　それでは、通告どおり２点につきましてご質問をさせていただきたいと思います。

　　　１番、斎藤清美術館の運営について。

　　　町民の美術に対する知識及び教養の向上を図ることを目的とし、世界的版画家、斎藤清画伯の作品を多数展示し、開館当初は多数の入館者がありました。しかし、現在、入館者は頭打ちの状況が続き、展示品を含むイベント等の再検討が急務であると考えております。町として現状の把握と今後の対策についてお伺いをしたいと思います。

　　　続きまして、２番、子育て支援事業につきまして、第５次柳津振興計画にある「安心して産み楽しく育てられるようにする」を目的とした事業の取り組みを町として大変進めているところではありますが、未来を担う子供の出生数は年々減少傾向であります。今後、子供の出生数を増加させるためにも、現在進めておられます各支援事業の現状について伺いたいと思います。

　　　以上、２点につきましてよろしくお願いを申し上げます。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　教育長。

○教育長（登壇）

　　　２番、磯目泰彦議員の初めのご質問にお答えします。

　　　町立斎藤清美術館につきましては、斎藤清画伯から多くの作品の寄贈を受けて、平成９年10月に開館し、開館から３年間は毎年４万人を超す入館者を数えておりました。しかし、その後減少傾向が始まりそれに歯どめがかからず、特に震災後の平成24年には入館者が１万2,000人台まで落ち込みました。

　　　このような状況を受けて、平成25年度より館内の展示構成の見直しや東京を初めとする県外での斎藤清展開催に向けた積極的な働きかけを進めてまいりました結果、震災前の平成22年度の入館者は１万5,729人でありましたが、昨年度には入館者数はそれを上回る１万6,000人台まで回復したところであります。

　　　開館20周年を来年に控えた今年度は、入館者をふやすとともに町民との結びつきをさらに強めたいという願いのもと、地方創生加速化交付金を活用し、開館以来初となる版画ワークショップや美術館を気軽に楽しみ、アートの先進事例を知ってもらうカフェ＆トークショーの開催など幾つかのイベントに取り組んでまいりました。今後も、開館20周年斎藤清画伯没後20年を記念したイベントの実施を通して美術館の魅力の向上を図ってまいりたいと考えております。

○議長

　　　次に、答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　それでは、磯目議員にお答えをいたします。

　　　子育て支援の事業についてであります。

　　　町は、第５次柳津町振興計画において、誰もが安全で安心して生活できるまちづくりを実現するため、地域の子育て支援、経済的な支援・充実、子育ての仲間づくりの促進、食育の推進、保育サービス・保育施設の充実を基本事業として子育て支援を実施しているところであります。

　　　また、平成27年度からは重点施策に位置づけ、平成28年度においては、子ども医療費助成事業や保育料軽減事業、そしてまた放課後児童保育支援事業、さらには乳幼児健康診査事業、放課後子供教室事業、そして小中学校給食費支援事業等を各課にまたがり展開をしているところであります。

　　　これらの事業についてはおおむね順調に執行できていると判断しておりますが、出生数はここ５年の平均で22人となっております。町は１年間に生まれる子供の数の目標を30人としておりますが、目標数に達していない状況ではあります。このため、現在実施している振興計画の事業が出生数の増加につながっていくような今後さらに効果的な事業に展開を努めてまいりたいと、そのような考えを持っているところであります。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより再質問を許します。

　　　２番、磯目泰彦君。

○２番

　　　それでは、まず第１番目の質問につきまして、ただいま教育長のほうから説明をいただきましたが、開館当時、平成９年から11年くらいまでは４万人ということでお答えをいただきました。しかし、それ以降どんどん減って、平成24年度には１万2,000人という数字が出ているということでありますが、この10年間、当初から見れば３分の１に減っているわけですね。入館数が10年間で３分の１になっているにもかかわらず、町としてその10年間一体何をどのように指導をしてきたのか、大変疑問に思われるところであります。その10年間、このままずっと下がったままというお考えでいたのかどうか、そこら辺の対応のほうをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長

　　　教育長。

○教育長

　　　平成９年に開館して、翌年には５万人、それからその後４万人台を維持していたのがどんどん減っていったというのは事実でありまして、その間何もしなかったのかといいますと、そうとは私としては言えない状態かというふうに思っております。というのは、この間にもいろいろな努力というか、いろいろな方に助言をいただいたりしながら、入館者の回復を狙っていろいろなことをやってきているわけなんですが、しかし、それが結局、結果としてあらわれていなかったというふうな思いをしております。

○議長

　　　２番、磯目泰彦君。

○２番

　　　それでは、10年間何もやっていなかったということではないとしましても、入館者数につながっていかないということであれば、やはりいろんな面から考えていかなければいけないかというふうに実際思っております。

　　　現在、美術館においては運営協議会ということで設置されているわけでございます。６名の方ということで、任期は２年ということで会は組織されているわけでございますが、この会ということでその中でいろんな協議がなされていたと思います。開館以来、その協議会の開催の回数並びに直近でいつ協議会が開催されたのか、その回数と日にちだけ教えていただければと思います。

○議長

　　　教育長。

○教育長

　　　手元の資料で見る範囲でですが、20年近くたっておりますので詳細なところについては今ここでお答えできるところは少ないかもしれないんですが、９年に開館しましてから10年までに４回ほど、それから11年に２回、14年に１回、18年に２回ということで、ここまでは飛び飛びで行われていたんですが、その後の記録は残っておりません。私がこの職に就任してからは一度も記憶はございません。ですから、この間は運営協議会については休んでいたという状況になっております。

　　　今年度６月に、先ほど議員のお話のように、ちょっと間があきましたけれども運営協議会を再開いたしました。運営協議会の中では、多岐にわたる内容についてのご意見をいただきました。もちろんご意見をいただく運営協議会の委員には、博物館の専門的な学芸員でありますとか、市立美術館の館長でありますとか、そういった美術館運営に大変詳しい方、そしていろいろな事業でご活躍の方、新たな分野にいろいろ仕事をされている方等も含まれておりますので、例えば美術館として基本となる日々の事業というのはどういうことなんだとか、あるいは、細かい点では展示方法、ガラスの種類のところまで話が及んだりということで大変具体的なお話まで、アドバイス、支援、そしてこれからやるべきことといったことについてたくさんのご助言をいただいたというのが６月の運営協議会の内容でございます。

○議長

　　　２番、磯目泰彦君。

○２番

　　　ただいま直近でということで平成18年から、今、平成28年ということは10年間開かれていなかったということでよろしいでしょうか。それにつきましては、町立ということであります。町としても十分にここの運営、やはり入館者数、当然のことながら協議会の運営、そういったところも十分に把握しながら、美術館を運営していかなければならないということであるわけでございますので、町のトップでございます町長さんにつきまして、この協議会、その他ということで今までの分でどのような考えでおられるか。このように10年間開かれなかったということで町長のお考えをお聞きしたいというふうに思っておりますので、お願いします。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　この間には専門家の館長がおられたときもあります。そういった中での専門的な分野であるからお願いしますというような形があったのだろうと、そのように思っております。やはり今、教育長が言ったように、これは待っているものではないと思っております。やはり攻めの姿勢を見せていかないと、なかなか多くの皆さんが来るということはあり得ないと思っております。そして、この芸術の流れでありますけれども、これは波があります。ものすごく斎藤先生のブームが上がったり鎮静化したり、いろんな波があるわけでありますが、そういった中でも把握してやっていくのがやはり委員会であったと思うんですが、そういったことが開かれていなかったというのは、単にやはりあそこに勤めればいいということではなくて、美術館を多くの皆さんに知ってもらうと。まさに今その現象が起きてきておりますので、その辺は反省してこれからの美術館の運営に生かしていきたい、そのように思っています。

○議長

　　　２番、磯目泰彦君。

○２番

　　　ありがとうございます。

　　　今、町長がお話しになられましたとおり、美術館であってもやはり攻めていかなければならない。絶対数としては入館数を稼いでいくというような方向で、当然収支ということも考えられますけれども、まずはやはり多くの町民の方に親しんでいただく、そして広い世代の方に美術館を親しんでもらうと。もちろんトーク＆カフェということでも大変重要なキーワードではあるとは思うんですが、特にやはり若い方というのは、版画ということで特定されますとなかなか入館数がふえないのではないのかというふうに考えます。特に、若い世代に合った、これからいわゆるサブカルチャー、いわゆる若者文化、こういった部分もしっかりと捉えながら、リオオリンピックの閉会式ではございませんけれども、安倍総理がマリオの格好をして登場したというようなことからも、十分に日本のカルチャーとしてそういったアニメーションとかそういった部分も今後前向きに展示、併設、そういった部分もしていかなければ私はいけないのではないかというふうに思っております。

　　　さらに言えば、今後この会津地区並びに柳津地区においても、芸術を目指してうんと頑張っている若い方もいらっしゃいます。そういった方も町のほうで積極的にその作品を展示したり、応援、支援ということでしていければ、斎藤清先生のような偉大な方になるかどうか、それはまだわかりませんけれども、積極的に町民の方で頑張っている方なんかもピックアップしながら展示していただければ大変いいのではないかというふうに思っておりますので、そういった版画以外の展示ということで今後積極的にということで町のお考えのほうをお聞きしたいと思っておりますので、いかがでしょうか。

○議長

　　　教育長。

○教育長

　　　議員お話しのとおり、今、単一の版画だけの美術館、しかもお一人の作家の作品だけで展示をしてやっていくというのは大変厳しい、そういう環境であるというようなことは、運営協議会の委員のほうからも一部出されている次第です。そこで、その辺は運営協議会の中に著作権者もお入りになっていただいておりますので、その中で20年に向けてはムンクという作家をコラボしてやるというようなこと、それも含めてそういった多様性を持たせるという点については運営協議会でも皆さんの意見の一致を見ているところであります。ことしの計画としては、国立大学の中で芸術学科を持っているところ、具体的には筑波大学の学生などとの協力をベースにしてワークショップのようなものを企画したり、あるいは、ただいま幸いなことに学芸員に表現活動をする、実際に絵を描く者を採用することができましたので、学芸員というか臨時職員ですけれども、そういった力、あるいはそういった方たちとの結びつきをうまく使いまして、美術館を使っていろいろな表現活動に親しめるような場をつくっていきたいというふうに思っています。

　　　今までのただ作品を見せるという美術館だけではなくて、今後、斎藤清さんについてはやないづ町立斎藤清美術館が一番情報量を持っているといった美術館を目指したいと思いますし、版画を窓口に子供たちに表現活動、芸術活動についての興味関心を強く持っていけるような、そういった存在、そして町民の方が芸術文化に日常的に触れられる、そういった敷居の高くない、皆さんが気軽に出入りできるような美術館に少しずつ変えていきたいというふうに思っております。

○議長

　　　２番、磯目泰彦君。

○２番

　　　今、教育長さんからも話がありましたけれども、ぜひとも20周年記念に向けまして、これは本当に大きなイベントだと思います。１つの節目だと思います。十分な具体案を練っていただきながら改善していただいて、盛大な20周年記念になるようにお願いしたいと思います。できるのであれば、次回の定例会までに具体的な改善案などを書面にて提出していただきたいというふうに考えていますので、どうぞその面のほうもよろしくお願いを申し上げます。

　　　続きまして、第２点目の質問に移らせていただきます。

　　　子育て支援ということでございます。子育て支援ということで、先ほど答弁がございましたけれども、町のほうではさまざまな支援事業がございますが、その中に頑張れ子育て応援金ということでございますが、現在の支給方法についてはどのようになっているかお聞きしたいというふうに思っております。お願いします。

○議長

　　　町民課長。

○町民課長

　　　頑張れ子育て応援祝い金の支給方法ということでございます。こちらにつきましては、出生時に７万円、小学校入学時に３万円、中学校入学時に５万円ということで支給をしております。

　　　出生祝い金につきましては、出生があった月の１カ月後くらいにお渡しできるようにしております。小学校、中学校入学時の祝い金については、入学式後にそれぞれ窓口においでいただいてお渡ししている形でございます。その内容については、現在商品券ということで支給をしてございます。こちらについては、柳津町頑張れ子育て応援金の支給等に関する条例というものが平成23年に制定いたしまして、その中で祝金は商品券を支給するという規定になってございますので、それに基づきまして支給をしているところでございます。

○議長

　　　２番、磯目泰彦君。

○２番

　　　ただいまご説明いただきました頑張れ子育て応援金ということで、条例で商品券でお渡しするということになっているわけでございます。しかし、平成23年度当時と今は平成28年、５年過ぎたわけでございますが、町内の商店の方々も大変数も少なくなり、なかなか商品券を使って購入する場面といいますか、店舗なり商品なりというところで、出生された方、子供さんが生まれてすぐなんていうところは、やはり何といっても日常生活としてはおしめであったり、ミルクであったりということで、そういう本当に身近なものが大変必要になってくるというふうに思います。若い方々というのはなかなかやはり収入も、確かに高い収入の方もいらっしゃるでしょうけれども、どうしてもやはりそういった経済面の支援ということであれば、この商品券についての支給ということで考えるのであれば、本来支給するということが目的ではなくて、支給をして本当にそれを使っていただく、使える場面にするということが私は本来の目的なのではないかというふうに考えております。

　　　年々、商品券の利用率、換金率というのも下がっております。毎年、30万円、40万円ということで使用されない商品券が年々ふえていると。実際にいただいた若いご夫婦の家庭の方にお話を聞きましたけれども、３年、４年と使っていなくてまだ残っているんだというようなことで、もらうのはありがたいんですけれどもなかなか使う場面がないということで、ぜひ何とか使えるような場面をつくっていただけないかというようなことのお話をいただいたわけでございますので、今後この商品券についての支給ということの変更は考えておられるのかどうなのか、そこの部分をお聞きしたいと思います。

○議長

　　　町民課長。

○町民課長

　　　以前、柳津町におきましてもベビー用品を扱っているドラックストアが下平地区にもあったところでございますが、その後撤退されてしまったようなところでございまして、現在、商品券を使って紙おむつなりミルクなりを購入できるところがないというのが実際の状況でございます。

　　　この使い道としましては、議員さんがおっしゃられるように、現在、全て使わないで残っているというような状況だというようなことでございます。確かに商品券であれば町内にそういう取り扱える店舗がないということで十分に、そういうこともあるのかなというふうに考えてございます。これにつきましては、先ほども申しましたが条例で商品券として規定しているところでございますが、そういった実態が変わってきているというようなところもあると思います。これについては、庁内で今後のあり方等については協議させていただきたいと考えております。

　　　以上です。

○議長

　　　２番、磯目泰彦君。

○２番

　　　ただいま説明があったとおり条例ということでございますので、なかなかすぐにということではないのかと思っておりますけれども、実際いただいた方は、本当はすぐにでも使えるような場面にしていただきたいというふうな思いで毎日おられると思います。それにつきましても、今後商品券による支給ということであれば、その取扱店を前提とした企業誘致とか、または、今まで取り扱っていなかったけれども今度取り扱うようになるというようなことで、商工会さんのほうと町当局と一緒に働きかけをしていただきながら、ぜひとも商品券を使えるような場面を、やはり町民の方の利便性を向上するということもありますので、ぜひともそこら辺は早急にお願いしたいというふうに思っております。

　　　私の考えとしては以上でございますけれども、とにかく家庭の中で若い方が１人でも多く生んで１人でも多く育てていただくというのが、これがやはり町にとって一番効果的な出生数の増加につながるのではないかというふうに思っておりますので、ぜひともそういった環境を整えていただくということを切にお願いいたしまして、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長

　　　これをもって磯目泰彦君の質問を終わります。

　　　次に、小林　功君の登壇を許します。

　　　６番、小林　功君。

○６番（登壇）

　　　下水処理行政について質問をいたします。

　　　柳津町の下水処理行政にあっては、公共下水道事業を初めとして農業集落排水、林業集落排水、簡易排水の各事業とあわせて合併処理浄化槽の設置等も行われております。このことについて質問をいたします。

　　　①公共下水道事業及び農業集落排水、林業集落排水、簡易排水の各事業の運営に当たって、その現状と今後の課題をお伺いいたします。

　　　②下水道と合併浄化槽に係る議論というものが、自治体の関係者や業界の関係者の間で盛んに行われております。柳津町において下水処理行政の中でどのような方向性を持って進めていくのかお伺いをいたします。

　　　以上です。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　６番、小林　功議員にお答えをいたします。

　　　１点目でありますが、下水道処理行政についてであります。

　　　柳津町の下水道につきましては、平成６年度に農業集落排水事業を西山地区で事業着手したのを初め、公共下水道事業、簡易排水事業、林業集落排水事業へと事業を拡大してまいりました。平成22年度には全ての工事が終了したわけでありますが、現在は維持管理のみを行っております。現状といたしましては、全体の加入率が66.8％でほぼ横ばいの状況になっております。そして、加入率を向上させることが今後の課題として今取り組んでおりますが、供用を開始して10年を超える施設が多くなり、補修や修繕に多額の費用が必要となってきているのが現状であります。

　　　そしてまた、下水処理行政の方向性につきましては、町といたしましては集合処理である公共下水や集落排水、簡易排水事業は今後新設せずに、現況の処理区域の加入の促進をしてまいりたいという考えであります。また、それ以外の区域については、今後合併処理浄化槽の設置を促進して個別排水処理で対応してまいりたいと、そのような考えを持っているところであります。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより再質問を許します。

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　それでは、再質問をさせていただきます。

　　　今後新たに公共下水道事業や農業集落排水、あるいは林業集落排水、簡易排水の各事業のような集合処理の事業を推し進めていく考えはないというような答弁がありました。この集合処理の事業を推し進めようと決定したころは、多くの自治体がこぞって集合処理を採用したようであります。しかし、集合処理は世帯数、人口が多い都市部で、なおかつ地形的にも起伏の少ない平坦な地域に適している、そういった下水処理方法であります。そういうことからすれば、結果論になるのかもしれませんが、当時判断を誤ったというような部分があるのかもしれません。この点、町はどのように今受けとめておられるのかお伺いをしたいと思います。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　公共下水道につきましては、地形的にも勾配、そんなに標高差もない箇所での町うち内ですので、それは妥当ではなかったかと思いますが、農業集落、林業排水等につきましては、やはり標高差の多いところで計画がなされたと思っております。

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　結果的に判断を誤った部分というものがあったんだろうというようなことだと思います。

　　　さらに、お伺いをいたします。柳津町の場合、世帯数、人口が少ないというところに加えて、加入率の話です。先ほど答弁に出ましたけれども、簡易排水事業を除けば65％前後の加入率と非常に低迷をしております。ここ数年大きな変化がないことからすれば、今後も加入率が伸びていくということはなかなか考えにくいのではないかと私は思いますけれども、町の見通しというものをお伺いしたいと思います。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　加入率につきましてですが、今後公共下水道では集合住宅、あるいは、これから個別の一戸建ての住宅等も町のほうで建設を予定しております。それによって多少伸びるのかなとは思っております。

　　　あと、農業・林業排水につきましては、機会があるごとに加入のお願いはしているわけですが、また新築される場合についても加入をお勧めしている状況であります。

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　かなり楽観的にお考えになっているというように私は感じます。社会情勢が大きく変化をして、過疎化、少子高齢化が急速に進行してきております。現在そういった多くのさらなる問題が次から次へと発生してくるということが予想されているわけですけれども、例えば、家の後継者が間違いなく戻ってくるというような保証がなければ、やはり風呂やトイレ、こういった改修工事に大金を使うというわけにはいかないと思います。老後のために蓄えにしておこうと、そういうふうな考えになるでしょう。また、家の住人が亡くなったり、なかなか１人では暮らすことができなくて、子供のところに行って子供と一緒に暮らそうと引越しをしていった結果、空き家になると。私は、これから近い将来のうちに加入率が下がってくる、加入者の数が減少していくというときがやってくるというふうに考えております。町はこういった点をどのようにお考えになっていますか。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　議員のおっしゃるとおり、減ってくると思います。それで、加入率の減少なんですけれども、減少につきましては……、済みません、ちょっと質問を忘れました。もう一度お願いしたいと思います。済みません。

○議長

　　　これは、少子高齢化、そして後継者不足、ひとり暮らし、それから高齢世帯については子供のところに帰ってしまう、行ってしまったりするとますます加入する方がいなくなる、したがって低下すると。これに対して町としてはどのように考えているのかという質問であります。わかりましたか。

　　　では、明快なる回答をいただきます。建設課長。

○建設課長

　　　加入率の減少につきましては、町といたしまして今後集合処理の排水はつくらないということで進めてまいりたいと思います。また、集合処理施設のないところにつきましては、合併浄化槽の設置を促進させていきたいと思っております。

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　加入者が減少していくだろうということについては、ある程度同じ考えだというようなことだと思います。

　　　さらに、この集合処理施設でありますけれども、施設によりばらつきはありますけれども、供用開始から20年以上の年月が経過しているものも中にはあります。処理場の大規模な改修工事も必要になり、平成27年度、これは簡易排水事業を除いてになりますけれども、約2,300万円を超える修繕費がかかってきております。2,300万円を超える修繕費。そして、今後は、そのほかにマンホールポンプ場のオーバーホールを順次やっていかなければならないというようなお話も聞いております。このマンホールポンプというのが全部で43基あるそうです。町の方針としては、故障してから修理するのではなくて計画を立てて定期的に修繕をかけていきたいということですけれども、いっときたりともとめることができない施設ですから、これは当然のこと、やむを得ないことだと思います。そのうちまた処理場の改修も出てくるでしょう。つまりは、今後エンドレスで多額のメンテナンス費用と修繕費がかかり続けていくというようなことになります。そして、この費用はその施設の経年とともにふえ続けていくということだと思いますが、この考えについて見解の違いであるとか、あるいはつけ加えることがあればお答えいただきたいと思います。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　修繕関係につきましては、27年度までに大きなものについては一通り終わっております。今後につきましては、議員がおっしゃいましたとおり、計画的に進めてまいりたいと思っております。費用につきましては、今後運転につきまして支障のないように計画を立てて費用を算出してまいりたいと思っております。

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　これらの下水処理事業は全て特別会計で運営をされております。毎年度一般会計から繰出金を原資として、加入者から使用料などで足りない部分を補塡していくというようなことでございます。平成27年度の実績になりますけれども、公共下水道事業へは約5,840万円繰り出しをしていると。厳密に言いますと、下水道処理整備基金からも990万円繰り出しをしておりますので、合わせて約6,800万円ぐらいの繰り入れをしているわけでございます。6,800万円ですね。農業集落排水事業には約7,460万円です。7,460万円。簡易排水事業は119万円。林業集落排水事業は406万円が繰り出されている。おおよそですが１億5,000万円に迫る金額が町の単費として繰り出されている、あるいは基金から出されているということでございます。これは、財政上大変大きな負担となって財政を圧迫しかねない状況にあります。さらに、さきに述べたとおり、予想される加入率、あるいは加入者数の低下によって使用料の収入の減少、あるいは施設の老朽化に伴うメンテナンスや修繕費の増額が顕著に出てくれば、柳津町の財政上、大きな足かせになってくるのは明らかであります。このまま行けるところまで、あるいは財政がもつところまで行ってみようということでは困るわけであります。

　　　そこで、下水処理行政の今後の方向性について、根本的に検討する時期に来ているような気がいたしますが、当局の見解をお伺いしたいと思います。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　集合処理施設については、現在４つの集合排水を使用しておられる方が、世帯ですが約67％であります。今後、集合処理の方法を変えるとなれば、加入されている方が新たに合併浄化槽の設置も検討しなければならないというようなことと、またその合併処理の流末排水に係る問題等も解決しなければならないというようなことも出てくると思います。

　　　また、施設についてですが、建物や送水管、あるいは各設備等も損傷を受けると思われますので、これらについては当分の間といいますか、現状のままで進めるべきだと思っております。

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　この問題は大変大きな問題でありまして、先送りをすれば解決するというものでは決してないわけであります。比較として正しいかどうかわかりませんが、各下水道の処理事業で一般会計の繰出金、加入世帯数で除してみますと、公共下水道事業は加入者が現在348戸ございます。１世帯当たりにしますと年間で19万5,402円、町から負担していると。農業集落排水事業に当たっては、270戸でありますから、これも１世帯当たりに直すと何と27万6,477円拠出していることになる。平成27年度においては町が負担したり、基金を取り崩して補塡をしたことになるという金額でございます。

　　　こういった負担は、毎年毎年のことであります。下水処理事業の区域外に居住している町民にとっては、大変な不公平感が私はあるのではないかと思いますけれども、こういった点について町はどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　公共下水道については、加入者の方も使用料をお支払いしながら使用しているわけですが、それで整備されていない地区につきましては、合併処理浄化槽の設置に対しまして補助を行っておりますので、ある程度不公平感というのは感じますが、利用者も使用料を支払うというようなことでご理解いただきたいと思います。

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　やはり大変な不公平感を持たれると私は思います。なおよくよく検討いただきたいと思います。

　　　②の質問に移りたいと思います。下水道のほうがすぐれているとか、合併浄化槽のほうが安上がりであるといった議論があるようですけれども、この両者にさほどの違いはなくて、要は、地域の特性を考慮して決定するというのが結論のようであります。柳津町のように、先ほど来言っていますが、地形の起伏や住宅の密集度などを考慮すれば合併浄化槽、つまり個別処理のほうが適している地域のほうが多いのかもしれません。

　　　現在、柳津町では合併浄化槽の設置に当たり補助制度がありますけれども、最初の答弁では、下水の処理事業の区域内は対象としない、合併区域の外、区域外を対象としているという答弁がございましたが、その理由を教えてください。

○議長

　　　理由について、建設課長。

○建設課長

　　　公共下水道の整備されたエリア内では、合併浄化槽に対する補助というものはなされないということが法律で定められています。それと、集落排水等につきましては、環境等の配慮も必要かと思いますのでその辺で差があると思っております。

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　公共下水道については法律で定められていると。農集排、林集排、簡易排水については、恐らく加入率を上げるために、合併浄化槽の補助を出してしまうとそっちに加入しなくなってしまうだろうというようなことだと思うんです。そこで、今ほど建設課長から答弁がありました公共下水道、公共下水道はいわゆるまちなかをメーンにやっている下水道であります。それとそのほかの下水処理事業というのは、区別してこれは考えていかなければいけないということですね。といいますのは、いわゆる公共下水道事業の区域内においては下水道法という法律があると。区域内の住民に対しては、その区域に住んでいる限りにおいては下水道に加入する義務が発生してくるんですね。それで、水洗便所への改修義務なんかも法律で定められている。さらにこれには罰則規定まであるんですよ、罰金の。そういった中で、公共下水道の区域内で合併浄化槽にするための補助を出しますよとやってしまったのでは、法律に違反してもいいですよということを町で認めることになるので、これはやってはいけないと思うんですが、農業集落排水や林業集落排水、あるいは簡易排水の区域内では、私は合併浄化槽の補助というのは認めてもいいのではないかと、そんな思いもしております。

　　　といいますのは、農業集落排水、林業集落排水の区域内では、加入率が65％前後なんですね。そして、残りの約35％のほとんどの世帯の台所や風呂場から出る生活雑排水、これは処理をされないまま河川等の公共水域に放流されてしまっているというのが現状であります。ですから、水質汚濁問題の解決のためには、公共下水道事業区域以外の全区域を合併浄化槽の補助区域として拡大すべきではないかというような私は考えを持っております。

　　　中では、集落排水事業区域内では集落排水事業と合併浄化槽の補助事業というのが同一地域内で重なり合うということになれば、これは行政の二重投資ではないかという批判も出てくるやもしれませんけれども、加入率が伸び悩む中でやむを得ない選択肢なのかという私は思いもあります。検討に値すると思いますけれども、その点、町はどういうふうにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　ただいまのご質問は、公共下水道以外の地区においては合併浄化槽への補助と、補助についてのご質問だと思いますが、町としては集落排水とかそちらのほうに補助しているのかどうか確認していなかったのですが、その他については合併処理浄化槽の設置については補助しております。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ここで、執行部にしっかりとした回答をしてもらうために暫時休議をいたします。

　　　再開を午後２時10分、10分間休議いたします。

　　　執行部には、それまでにしっかりとした回答をまとめて明快なる回答を求めます。（午後１時５８分）

○議長

　　　それでは、議事を再開いたします。（午後２時１０分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ただいまの６番、小林　功君の質問に対し、公共下水、そして合併浄化槽について執行部の回答を求めます。

　　　建設課長。

○建設課長

　　　下水処理施設の地域においては、国・県の補助は出ないことになっております。これ以外のところについては、なるべく単独槽を設置していただいて自然環境を守っていっていただくようにしていただきたいと思います。

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　わかりました。

　　　では、これに関連して２点だけ質問をいたします。本来、処理場まで集められるのは汚水であります。しかし、降雨時にかなりの雨水が混入をしているようであります。センサーが誤作動することもあると聞いております。下水処理施設を維持するために維持費がかかるわけですが、これは電気代、水道代がかかってきます。ちなみに全事業を合わせると、平成27年度実績で1,400万円ほどかかってきております。本来、処理する必要のない雨水まで光熱費をかけて処理しているとすれば、これは問題かと思います。実情と解決策についてお伺いをしたいと思います。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　下水処理施設については、汚水以外は流入しない構造となっておりますが、ただ、最近の豪雨等のときに、マンホール施設とか公共の接続ますまで配管されているふたの部分が外れて雪等が入っていく状況もあります。そのためマンホールポンプ施設とか排水処理場から警報装置で町のほうに連絡が入るようになっておりますが、これらの防止につきましては、広報なりで町民の皆様にお願いをするとともに、マンホール部分から流入する場合等につきましては、土のうを積んで対応してなるべく雨水の流入を防ぐような方策を講じてまいりたいと思います。

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　そしてもう一つお聞きしたいのが、下水処理施設、これは供用開始から年月がたてば大がかりな修繕あるいは機械の交換等が必要になってくるでしょう。通常、特に処分場の大がかりな修繕、機械の交換を行うに当たり数日間機械をとめる必要が出るということを想定して、同じ機械を２台併設をして、一方が停止をしてももう一方を稼動させて汚水処理を切れ目なく行うという方法がとられているようであります。

　　　しかしながら、柳津町の場合は、全ての下水処理施設において処理場の機械は１台のみであると聞いております。ということは、この１台が故障して停止をしてしまえば、その処分場に集まった汚水の処理ができない、汚水のまま河川等の公共水域に放流してしまうということになります。このような危機管理体制ではまずいと思いますので、この点どのように今後考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　通常は処理施設、２カ所で設置しているところが多いようでありますが、柳津町は議員のおっしゃるとおり１つの施設のみであります。その交換の時期が来た場合については、その代替の設備があるかどうか業界のほうに確認して、あればその設備を借りて使用するなりしてまいりたいと思います。

○議長

　　　６番、小林　功君。

○６番

　　　下水処理行政を根本から検討する時期に来ていると私は思います。この社会情勢の激変に対応して将来を見据えた責任ある結論を出していただきたいと、そんなふうにお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

　　　以上です。

○議長

　　　これをもって小林　功君の質問を終わります。

　　　次に、田﨑信二君の登壇を許します。

　　　５番、田﨑信二君。

○５番（登壇）

　　　さきの通告のとおり２点についてお伺いいたします。

　　　まず１つ目でございます。ふるさと納税の現状について。

　　　ふるさと納税は、好きな自治体に個人が寄附をすると住民税などが軽減されるそうですが、当町に対するこの納税により町の財源効果というものが得られるのか、また、次の点について今後どのように対応していくのか伺います。

　　　まず１つ目でございますが、2015年度の当町ふるさと納税の受け入れ額は40万円で、財源流出額は１万円となっておりますが、今年度の目標額を伺いたいと思います。

　　　２番目としまして、寄附に対する返礼品についてですが、これは充実させている市町村に寄附が集まる傾向があるが、当町の今年度の考え方について伺います。

　　　２、人口減対策等について。

　　　柳津町における人口は年々減少し、８月１日現在で3,598名であり、過去５年間で473名の減少という厳しい現状の中、町としていろいろな対応・対策を講じ、交流・移住・定住の促進事業、または子育て支援等々の事業に取り組んでいるが、進捗及び成果について伺います。

　　　このような中、今後は若者のＵターン支援策として奨学金返済を自治体が助けることができないか。そうすることにより、若者を地元に呼び込み地域活性化につながることが期待されると思うので、取り組むべきだと考えますが、見解を伺いたいと思います。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　５番、田﨑信二議員にお答えをいたします。

　　　まず１点目であります。ふるさと納税の現状についてでありますが、ふるさと納税につきましては、自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、一定の上限はありますが所得税と住民税から寄附額のうち2,000円を超える部分については、原則として全額控除される制度であります。寄附を受けた自治体側としては、財源がふえる効果があるわけであります。

　　　柳津町では、ふるさと納税の申し込みを受ける際に、その使い道を伺っております。その１つとして子育て支援の充実と高齢者・障害者の住みなれた地域や家庭での自立促進、農林業の振興、観光の振興、自然環境の保全、交流・移住・定住の促進、学校教育の充実、地域コミュニティーの維持の振興計画の８つの施策を設定させていただいております。

　　　なお、今年度の目標額につきましては、当初予算に計上した300万円を目標に取り組んでいるところであります。今後も、納税が多くなる年末に向けて、柳津町出身者を初め柳津町に心を寄せていただける皆さんにふるさと納税の周知を図っていきたいと考えております。

　　　なお、議員もご承知のように、柳津町でこれならば多くの皆さんに来ていただいたり、ふるさと納税としての効果があるであろうと提案したものが、総務省からこれでは返戻金になる度合いが大きいということで却下をされたものがあるということであります。

　　　次に、返礼品につきましては、今年度より町内の事業所及び個人事業主を対象に、町の魅力を体感できたり、町のＰＲにつながる返礼品の提供を広報紙を通じながら３月25日から４月28日まで募集をいたしました。現在は、やないづ振興公社、やないづ町立斎藤清美術館を含め４事業者からの応募があって、ふるさと納税者に返礼品を選択していただき、お送りしているところでございます。

　　　今後も、全国的に人気の返礼品である米などの充実を図りながら、地元の産品を幅広く提供していただけるように返礼品を募集して充実を図っていきたいと、そのような考えを持っております。

　　　２番目の人口減少対策でありますが、交流・移住・定住の促進事業につきましては、交流事業については久保田観音たっしゃ村を中心としたグリーンツーリズム事業、お台場学園による子供たちの交流事業、そして新潟県出雲崎町との姉妹都市交流事業などを展開しており、また大変好評を得ているわけであります。

　　　移住・定住の促進事業につきましては、本年度から新規事業として定住促進対策新築住宅補助事業を実施しております。なお、この事業については、現在新築中の対象者１名と新築の相談を受けている方が１名いるわけであります。これらについても多くの皆さんに利活用していただけるように推進をしていきたいと、そんなふうに思っています。

　　　また、子ども・子育て支援事業につきましては、子ども医療費助成事業を初めとしたそれぞれの事業が計画に基づいておおむね予定どおり展開できているところであります。これによって、保護者や妊婦さんの経済的負担軽減や乳児・児童生徒の健全育成につながっており、一定の成果を上げていると思っております。

　　　次に、Ｕターンの支援につきましては、進学等で転出した若者が地元にＵターンして定住することが町にとって一番活性化につながることと考えております。このため、高校、専門校、大学校等の奨学金制度を利用された方々に対して、町内に定住し町内の職場に就職された方、また町内に定住し近隣の市町村の職場に就職された方等の限定をして、奨学金返済を支援することはＵターンに対するインセンティブになると考えておりますが、国において給付型の奨学金制度について検討されていることから、有効性等については少し研究をさせていただきたい、それによって町としてどのような形ができるか考えてまいりたいと、そのように思っております。

　　　以上です。

○議長

　　　これより再質問を許します。

　　　５番、田﨑信二君。

○５番

　　　ふるさと納税というのは、町長を初め各執行部の方ご存じのとおりですが、先ほど質問の中にも出しておきましたが、全体として都市部から地方への税収が移動しているということでございまして、返礼品を充実させている自治体に寄附が集まる傾向があるそうでございます。このようなことから、当町では、先ほど答弁にもありましたが今年度300万円という、昨年度の約７倍強の数字を目標に取り上げていることだと思います。このような数字をどのような根拠をもとにして作成してございますか確認したいと思います。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　お答えいたします。

　　　この300万円という当初予算の計上額でございますが、当初、今ほど町長が申し上げました昨年度計画しました商品券であったりそういうものについては総務省のほうから待ったがかかったという部分がございますので、それについては非常に取り組むのが難しいということでございました。ただ、本年度につきましてもそういう考え方も一部あったという部分もございましたので、当初予算では幾らかはそういう傾向はあったのかという部分で多額の金額が計上されていたという部分とあわせまして、やはり町としての返礼品と言われるものについて旧年度中から募集をかけたという形がございます。ということで、この返礼品を数多くふやすことによって、今議員がおっしゃるように、返礼品の中からいろいろ選んでいただいてふるさと納税をしていただけるのではないかという基本的な考え方をもちまして、金額が非常に多うございますが300万円という大きな目標額を立てさせていただいたというふうに考えております。

　　　以上でございます。

○議長

　　　５番、田﨑信二君。

○５番

　　　大体、答弁の内容はわかったんですが、300万円というのはかなりやはり、何回も言うようですが７倍超ということで大きいんですが。募集をしているのはわかるんですが、その逆、納税、寄附をされる方に対してどのような説明をしてこの柳津町に寄附をお願いしているのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　お答えいたします。

　　　通常ですと、議員おわかりのとおり、町のホームページを開いていただければふるさと納税の部分についてはご確認いただけるものと思っております。それの対外的にパワーアップしているもの、あわせまして、町は町外の方々に対して広報紙等を送っております。広報紙の中で、答弁書にもお書きしましたが、季節になった場合には、ふるさと納税にご協賛をいただきたいという部分でふるさと納税のご依頼文書を一緒に送付させていただいて、暮れ等については広報を送っている町外の方にお願いをしている。あるいは、東京柳津会というものが暮れに開催される予定もございます。春にも町長が特にお見えになりまして、その方々については既にご理解をいただきまして、町のほうにもうふるさと納税をいただいている方も中にはいらっしゃいます。ということで、そういう場を広く設けていただきまして、町長等においてもふるさと納税に対してのアピールをしていただくという部分でお願いをしているところでございます。

　　　以上でございます。

○議長

　　　５番、田﨑信二君。

○５番

　　　参考まででございますが、県内でご存じのように８市町村では財源流出しているというような報告がありまして、受け入れ額と財源流出額の差がプラスとなり額の大きい自治体は、返礼品の中身を見てみますと、ほとんどがやはり農畜産を利用しているところが大半を占めているのが結果としてあらわれているわけでございます。その辺について、先ほど町長なりからも答弁がありましたが、今年度あたりからはその返礼品の中に米を入れていくんだと。確かに私もそれは同感だと思います。米については、ご存じのように、平成29年度から農業政策の減反というものがなくなるんだというような情報も入ってきているわけでございます。そうした場合、かなり米余り事情が発生すると、そういうふうなところから結びつけていくのに最高なものではないかというふうに個人的には思ったわけでございまして、ご存じのように、近隣町村の米でもってかなりの数字を上げている町村がございまして、参考まででございますが、2015年ですと３億7,394万円というような受け入れ額を持った町村もあります。その中で流出額が４万6,000円ということです。すると、その差額がこの町村に対しては絶好の財源というふうに、生まれたわけでございますが、これは県内でもトップの町村でございます。

　　　一方、大きい都市部、市町村、これはほとんどがやはり、数字的には大きいんですが財源が流出するほうが多くなってしまっているというふうにございますが、先ほどから質問の中で出ましたが、当柳津町は残念ながら40万円と。そういう数字でございますが、今年度米を扱うことによって期待するものがあるのではないかと思います。

　　　あと、返礼品の中身については、先ほどから言っていますように、東京柳津会をお願いしてやるんだという話が出ていますが、やはりアンケート調査的なものをやって、柳津にはこういう品物があるんだよと。どういう品物が欲しいのか、その辺をやはり照らし合わせていかないと、なかなかお互いに前進というか、希望が上がってこないのではないかと。あとは、過去に寄附された方についても、いろいろ意見を聞いて、実際こういうものをもらったんだけれどもよくなかったよとか、多分いろいろあるはずなんですよ。だから、私は違うところの町村に寄附をしたというような結果も出てきますので、その辺について町長としての考え方をお聞かせ願いたいんですが。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　お答えをいたします。

　　　ふるさと納税の返礼品につきましてアンケート調査ということでございますが、それについても非常にニーズに応える部分としては大変必要な部分ではないかというふうには考えております。

　　　ただ、もう一つ、町のほうで今後についてどうしようかと今非常に悩んでいる点がございます。というのは、今どうしてもふるさと納税の金額が多く納まっている自治体というのは、インターネットを使っている自治体が非常に多うございます。ふるさと納税を専門に扱っているインターネットサイトが２つほどあります。それ以外に、今は通常皆様方がお使いになっております楽天、あるいはヤフー、ああいうところにもふるさと納税という部分が掲載されております。いろんな自治体を調べさせていただきますと、返礼品が少なくてもそういうものを利用している自治体もあるようでございますので、多少の経費は今後発生いたします。その辺についても町としてどうなのかという部分で今内部のほうで検討を始めているところでございますので、なかなかやはり貴重な財源でございますので、返礼品率が非常に高ければ町に残る財源はなくなるんですが、柳津町でやっている方法ですと返礼品率はそれ相当、50％程度というふうな考え方でやっているものですから、半分は残るんだというような考え方でやっておりますので、そういうものであれば町としての貴重な財源であるというふうに考えておりますので、そのような方法についてもどうかという部分で今検討に入っているというところでございます。

　　　以上でございます。

○議長

　　　５番、田﨑信二君。

○５番

　　　大変貴重な財源だということはわかるんですが、その財源を活用してうまく希望者をふやしていただきたいというふうに思います。

　　　続いて、２番目の人口減対策についてなんですが、これは先ほど１番議員の質問の中にもありましたが、重複することでございます。あらゆる事業の展開ということで実施を行い、好評を得ている、成果が上がっているという報告がありました。しかし、年々人口減少しまして、さきの報告のとおり５年間で約470名減っていると。年平均約90名というように計算をしますと出るのでございまして、この減少に歯どめをかけられるのか、また増加に向けた対応策というものをどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　お答えをいたします。

　　　まず、どうして町から出ていくのか、あるいは入ってきてくださったのかということに対して、町としては正直その理由について正確なものを持っておりません。なので、実は、この10月１日以降、窓口でそのような届け出があったものに関しまして、転出・転入者に対してアンケート調査を実施してきたと。どうして町外に出ていかれるのか、どういうところが柳津町に魅力がなくてほかの町村があるのか、あるいは、入ってこられた方についての理由というものをもとにしながら、今後の施策の中にそれを取り入れていければ非常にいいかという部分で、非常におくれていることについては大変申しわけなく思っておりますが、そのような形で対応できれば本当の声が聞こえてくるのかというふうに思っております。

　　　以上でございます。

○議長

　　　５番、田﨑信二君。

○５番

　　　窓口でアンケート調査をやっているんだというようなことでございますが、アンケート調査の結果は、した段階であのようないい結果が出ているわけでございますので、もう少し突っ込んだようなアンケートを、できれば詳しくやっていただきたいと思います。

　　　今回、提案させていただいているＵターンの支援策ということでございまして、これは、先ごろ情報を得たのが東京の都内でＵターン支援の説明会が行われたと。その席上へ自治体が入ってやっているんだということでございまして、就職者への奨学金の返済を自治体が助けるというような内容でございまして、考えられることは人口減、やはり柳津町と同じように若者が地元から離れていくというような自体がほとんど全国的に多くなっている。その呼び込みのためにこのような、先ほどから言っていますように、Ｕターン者への奨学金の支援をするというような、説明会に出てやっているということでございまして、この取り組みについてざっくばらんに町長のお考えがあったら、簡単でよろしいですからお聞かせ願いたいと思います。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　皆さんも視察をなさった下條村もあるんですが、北海道で私の友達の山本くんという、東神楽町で旭川の隣なんですが、彼の政策は、今、田﨑議員がおっしゃったような制度を使っております。年間900人ほど今増加をしております。彼は職員上がりなんですが、40歳ちょっとなんですが、かなり大胆な政策をしてやっております。旭川のベッドタウンを活用してその町に若者を定住させるという手法で今、唯一北海道で一番の人口増の町であります。その中で彼が行ったのが、この奨学金もそうですが、通学の助成、そういったものを常に手厚くやって、そしてまた子育て支援もかなり大胆なことをしているということで人口増を牽引しているのかという思いをしております。

　　　私は、この減少の中で実際に高齢者が多い町でありますので、年間やはり60名から70名が残念ながら亡くなっているということで自然減、そして社会減、それらを捉えますと、やはり若者を定住させる手法というのが一番大事であろうと思っています。この後、正志議員も空き家の問題もありますけれども、そういったものも踏まえながら、少し残す方法としてやはり提案をしていかざるを得ないという思いはしています。それは町内で若い人たちの目線、そしてまた課長たちの目線、そういったものを入れながら、定住化を図るにはどんなふうに自分たちは考えるんだということを、皆さんにそれぞれ思いを提案してもらうような方法をしております。そういった意味で、これらについてはどんな方法がいいのか、積極的にこの方法について考えていきたいという思いは持っているところであります。

○議長

　　　５番、田﨑信二君。

○５番

　　　このＵターンの奨学金の支援についてはただの思いつきではなく、私個人的にどうしたらこの柳津町にとどまってくれるんだということを前から思って、ただ単に情報がちょっと入ったもんですから、もってこいの考え方だなということで今回取り上げてみたわけでございまして、具体的に、例がありましてこれを報告しますが、隣の新潟県内の保育所で働いている保育士の例でございまして、市のほうから年間10万円の補助を受けているそうです、支援ということで。専門学校進学で借りた奨学金が2009年から2024年までで毎月約２万円支払いをしているんだと、奨学金の。給与の手取りで月約12万円だったということがありましたが、市の支援で余裕が生まれたというような報告がありました。あと、やはり同じく新潟の県内のある市のことでございますが、同様の支援をことしから始めまして、今春に大学を卒業しました。この市にまた戻りまして働いている方は、ことしから20年間、月約２万円を返済するのが最初の４年間は市が全額補助するんだというような、いろいろな方法、支援策があるわけです。ですから、これを今すぐやりなさいよということではないんですが、考え方としてはこういうふうに取り組んだらいろいろな方法はありますから、何とか少し考える余地はあるのではないかというふうに私は考えてございます。

　　　また、この奨学金返済の負担は大きいというのはご存じのとおりでございまして、日本学生支援機構というところから奨学金が出ているわけなんですよね。その支援機構の方に話を聞きましたら、返済義務者、奨学金を借りて返済しなくてはいけないんだよという方が約全国で374万人いるそうです。このうち家計の収入減などで返済が３カ月以上滞納している人が、約17万人いるというような話を聞いたもんですから、その中に柳津出身の子供さんがいるのではないかなというようなこともありまして、できればやはりこれを町で何とか支援策として考えて、後にはやはり地元にとどまっていただきたいというふうに私は考えたわけでございます。ただ、その子供たちを助けるだけでなく、何回も言うように人口減に歯どめをかけられる、そういうような具体策の１つだと思いますので、例えば支援策をすることによって、前回も話が出たんですが、診療所の看護師が募集してもいないんだよと。福柳苑等の介護士も募集をかけても集まらないんだと。こういうのをやはり専門学生あたりに奨学金を貸して、その返済を町が支援するんだというようなことで踏みとどまらせるような方法もあるのではないかと。そういうことを考えまして、今回このようなこと、Ｕターン者への奨学金の支援策というふうに上げましたが、この考え方について町長はどう思いますか。見解をお願いしたいと思います。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　今、田﨑信二議員がおっしゃったように、残るべき人は決して都会に行きたいという思いが強いわけではないと思います。やはり自分たちのふるさとで好きな友達、家族、そしてまた自分の好きな食べ物や空気がいいという、そういう満喫できるような体制からあえて苦難の都心部に行きたいというのは、私はいないと思います。そういった中で苦労しながら都会でやっている人もいて、帰りたくても帰れないという人もいらっしゃると私は思っております。そういう中で、やはりふるさとにその思い、愛郷の心が芽生えるような対策をしてやれば、いつかこの町はいいなと思い出す機会が与えられる、やはりそういった政策というのは必要なのかという思いはしております。これから若い人たちがいてこそ次世代の柳津町につながるわけですから、若い皆さんを残せるような、そしてまたふるさとを思い出させるような政策をしていくべきだと、そのような思いをしていますので、これから庁内で、そしてまた皆さんの知恵をかりながら、若い人たちが少しでもここに残れるような対策をしていきたいと、そのように思っています。

○議長

　　　５番、田﨑信二君。

○５番

　　　町長の考えはわかったんですが、先ほど説明の中で奨学金の返済が必要ない給付型奨学金があったということで、国が検討に入ったと。ただ、この給付型奨学金というのは、かなりこの奨学金をもらうのには困難な制度でございまして、大半の人はこの給付型ではないものなんですよ。もう７割から８割方はこの給付型でないものです。今、国がようやく始めたというのがこの給付型、そうでないというのはまだ検討もつかないということですから、国がやる前に柳津町で考えてはどうかと。

　　　参考までに、この支援を開始した県というのは７都道府県で、市町村では３町村がこういう支援策を開始したというふうな情報が入っていますので、参考にしていただきたいと思います。

　　　以上です。

○議長

　　　これをもって、田﨑信二君の質問を終わります。

　　　次に、伊藤　純君の登壇を許します。

　　　３番、伊藤　純君。

○３番（登壇）

　　　それでは、私からは、さきの通告のとおりに町の通常業務の効率化について４点ほどお伺いしたいと思います。

　　　１番ですが、業務の効率化を図るために平成27年６月に財務規則を改正されましたが、その効果・成果は十分に上がっているのかお伺いをしたいと思います。

　　　２番目に、平成20年度より人事評価制度を設け能力向上を図っているようですが、それはそれといたしまして、能力向上のための研修等はどのように行っているのかお伺いをしたいと思います。

　　　３番目、平成27年度の職員の超過勤務の状況をお伺いしたいと思います。その中で４点ほどですが、１番目、職員１人当たりの平均超過勤務時間数についてであります。２番目に超過勤務手当の支給額は給料総額の５％以内との申し合わせがありますが、現在、平成27年度でありますが何％支給をしているのかお伺いします。３番目でありますが、超過勤務による代休はとっているのか、これもお伺いしたいと思います。４番目に、ノー残業デーは実施しているのかお伺いします。

　　　４点目になりますが、柳津町が将来に向かって夢のあるまちづくりを実現するためには、その計画作成等をつかさどる専門の課の設置が必要であると考えますが、町の考え方をお伺いしたいと思います。

　　　以上です。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　それでは、３番、伊藤議員にお答えをいたします。

　　　財務規則の改正につきましては、専決権の範囲を広げることで各課長が責任を持って伝票処理を行うこととしたものであります。これによって納品、請求から支払いまでの決裁に要していた時間が短縮され、支払いの遅延防止の手段として効果的であり、成果は上がっているものと考えております。

　　　次に、職員の研修につきましては、ふくしま自治研修センターを活用し、採用年数や役職に適した研修や専門的な法律、会計等への研修への参加をさせ、人材育成に努めながら職員のスキルアップを図っているところであります。そして、平成27年度は９つの講座で16名の職員が受講しているところであります。また、各課においても職員の業務内容に応じた県主催等の専門的な各種研修会に出席をさせ、受講しているところであります。さらに、新採用職員においては、柳津町の各行政区や観光名所等をめぐり、まずは町の現状を目で見ていただくために現地の研修を実施しております。

　　　次に、職員１人当たりの平均超過勤務時間数につきましては、平成27年度の班長以下の職員73名で、職員１人当たり平均192時間となっております。そして、超過勤務手当につきましては、平成27年度当初予算におきましては５％で予算措置をしております。さらに、平成27年度の決算においては、超過勤務手当支給額は全会計合わせて給料総額の10.3％となっております。今回の定例会に提案させていただきました補正予算では、本年度の超過勤務手当てにつきましては、年間見込み額として計上させていただき、全会計で給料予算総額の約9.7％となっているところであります。

　　　そしてまた、週休日の振りかえや代休の取得状況につきましてでありますが、班長以下職員73名のうち38名が取得をしております。時間にして1,457時間、１人当たり約38時間となっているところであります。

　　　そして、ノー残業デーの実施につきましては、本年６月から毎週水曜日を全庁一斉のノー残業デー推進日として実施しております。水曜日はノー残業デーの庁内放送をして、基本的に全職場17時30分に消灯し、急を要する業務、会議等がなければ退庁するよう指導しているところであります。ノー残業デーを利用して、定期的な心身のリフレッシュや家族サービス、職員同士のコミュニケーションを推進したいと考えているところであります。

　　　さらに、夢のあるまちづくり実現のための担当につきましては、平成17年度より現在の大課制としたことによって、町の計画策定につきましては総務課企画財政班の中で行っているところであります。さかのぼりますと、平成14年度の課再編により、計画策定と財政をつかさどる課として政策調査課が誕生いたしましたが、それ以前は企画開発課の名称で企画開発係及び商工観光係であって、計画策定と財政部門は切り離されてまちづくり等の計画策定を実施していたところであります。

　　　夢のある計画策定ということに関しましては、町の予算を管理する財政部門と将来の柳津町のまちづくりの計画の策定等を行う企画部門が同じ班、同じ課の中にあることは、大変厳しさもあることは間違いないと考えております。一方でアクセルを踏んで一方でブレーキをかけるようなことでもあると、そのような思いもありますので、今後考えていかなければならないことであると思っております。このことは、庁議等の中でも取り上げられていることでありますので、これまでの経緯を踏まえて、今後も庁議等でしっかりと協議をしながら効率的また効果的な体制をつくってまいりたいと、そのように考えております。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより再質問を許します。

　　　３番、伊藤　純君。

○３番

　　　まず最初の、業務の効率化のために財務規則を改正されたということで効果が上がっているということでありますので、それは大変ご苦労さまでございます。

　　　続きまして、平成20年度より能力向上を図っているようですが、その研修等について専門的な法律、会計等の研修、人材育成に努めながら職員のスキルアップを図っているということでございますけれども、人材というのは５年、10年で育つものではないと私は考えております。今後とも計画的に10年、20年、あるいは50年後を見据えながら人材の育成に努めていただきたいと思いますが、町長の考えはどうなんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　まさに伊藤議員のおっしゃるとおり、そんなに短時間で人材というものは育つものではありません。やはり効果的に持続性を持って職員を育成していくということは大事であろうと、そんなふうに思っています。この時代でありますから、最少の経費で最大の効果を上げるというのは、人もまさに財産であると思っております。これによって町民のサービス提供が向上されるということが一番大事でありますので、これはご説のとおり一生懸命やっていきたいと。その中で、職員の精神面の１つの教育として自衛隊の研修も受けさせております。そしてまた、専門的な分野については、専門職がなかなかとれない状況でありますので、それらについては必要に応じて資格をとらせるという方法をやっております。そうした中で、職員全体がバランスよく育つようにしていきたいと、そのような考えでおります。

○議長

　　　３番、伊藤　純君。

○３番

　　　今、町長の話にありましたように、自衛隊の研修等をさせているということでありますが、今後も住民サービスの向上に向けてさらなる能力向上を目指して、しっかり研修等に参加して強化を図っていただきたいと思います。

　　　続きまして、職員の超過勤務の状況でありますが、現在１人当たりの平均超過勤務時間が192時間ということであります。続きまして、27年度の５％の超過勤務手当の予算措置でありますが、結果的に超過勤務の手当支給額というのが10.3％ということであります。差し支えなければ金額等も教えていただければありがたいんですが、総務課長、いかがでしょうか。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　お答えいたします。

　　　超過勤務の総額といたしましては、2,977万3,000円程度となっております。以上でございます。

○議長

　　　３番、伊藤　純君。

○３番

　　　その５％の申し合わせがあるにもかかわらず、大体倍以上の10.3％支給になったという要因は、いろいろ災害、いろんな事情があるかと思いますが、総務課長の今現在のお考えではどんなふうに考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　お答えをいたします。

　　　当初予算で５％という部分で計上しておりましたのは、やはり人件費の削減と言われる部分と当初予算としての計上の仕方が今までどうだったのかという部分は少し検証しなければならないというふうに考えているところでございます。

　　　28年度の当初予算におきましては、保育所においては一律５％の枠ではなく別にとらせていただいたというふうになっております。また、次年度におきましては、やはりどうしても必要な部分については５％にとらわれることなく、必要なところにはそれ相当の金額を積ませていただきたいというふうに考えているというところが今のところの考え方でございます。

　　　それと、どのような要因が想定されるのかという話でございますが、基本的に申し上げますと、昨年度は２つの選挙がございましたので、１人当たり平均としまして二十四、五時間は多くなっているかというような考え方を持っております。

　　　もう一つにつきましては、どうしても業務、仕事に携わっている部署にもよりますが、日中どうしても外部のほうの管理が必要であって、夜に通常事務をしなければならない部署であったり、町のやっております事業について委託業務として受託をしているような職員が中にいます。当然、建築部門については今職員１人で賄っておりますという部分がありますので、どうしてもそういうところには業務が多くなってきているという部分がありますので、超勤額がふえているという部分と、また昨年で言いますと、国のほうであります町民課でやっていました子育ての手当てであるとか、ああいう臨時的なものが発生していると。あとは当然、総務のほうでいいますと急な災害対応であるとか、警報等が出ますと役場のほうに詰めなければならないというような今の防災体制になっておりますので、そういうもので詰めているとか、そういうことが要因としてはあるのかというふうに判断をしております。

　　　以上でございます。

○議長

　　　３番、伊藤　純君。

○３番

　　　急な質問で総務課長の個人的な意見まで聞いてしまい、ありがとうございました。

　　　ただいまの金額についてもそうですが、時間についても相当多いように思われます。各課とか個人によってばらつきはあると思いますが、これは本当に職員の健康状態が気になるところではありますので、定員管理適正化計画をもう一度見直してもらって、職員の能力が最大限に発揮できるような環境整備づくりが大切かと思われますが、いかがでしょうか。町長、お伺いします。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　お答えいたします。

　　　本年度の人事異動におきましては、昨年度どうしても超勤等が多かった部署につきましては、１名の方にはその資格を昨年度中にとっていただきましてその部署について２人体制にしたとか、そういうようなことは今現在行ってきております。先ほど町長の答弁にもありましたが、そういう専門的な部署につきましては、どうしても研修を受けなければならないという部分が職員の中にもあります。ただ、その研修についても、短時間ではなくて長期間にまたがる研修になってしまうという部分がありますので、１カ月、２カ月なりその課・班の中から１人が抜けてしまうというようなスタイルになってしまいますので、そういうことも考えながら、今後も今申されました定員適正化計画の中で研修をできるような体制ができないかというような部分も実は考えているところもございます。

　　　定員適正化計画につきましては、７月末から８月頭にかけて各課各班の課長、班長との面談が先ほど申し上げました副町長と終わりました。それで、私のほうである程度今、約半分ぐらいまでは適正化計画ができ上がっておりますので、でき上がり次第まず庁内のほうで検討させていただいて、それから議員の皆様にお示しをしていきたいというふうに考えております。

　　　以上でございます。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ここで、暫時休議します。

　　　再開を午後３時25分といたします。（午後３時１１分）

○議長

　　　議事を再開いたします。（午後３時２５分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　３番、伊藤　純君。

○３番

　　　ありがとうございます。今年度につきましては予算額の9.7％となっておりますが、今年度につきましては、これを上回らないような努力をしていただきたいと考えます。そして、なるべく代休をとっていただけるように周知方をお願いしたいと思います。

　　　そして、超勤名簿でありますが、明確化が必要であると思います。例えば、業務内容につきましては、事務整理とか伝票整理とかではなくて、どういう仕事についての事務整理だとか、どういう仕事についての伝票整理だとか、あるいはどこどこの地区の公民館に行ってどういうような件についての話し合いだとか、そういう業務内容がきちんとわかるように明確化していただければありがたいというふうに考えますが、それは各課に周知方をお願いしたいと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　お答えいたします。

　　　業務内容につきましては、基本的には事務事業的なもので一応書いているというふうに私は判断しておりますが、もう少しくだいて書いてくださいというような要望のようでございますので、そのようなことにつきましても庁議の中で担当課長方と打ち合わせをしていきたいというふうに考えております。

　　　以上でございます。

○議長

　　　３番、伊藤　純君。

○３番

　　　よろしくお願いをしたいと思います。早急に改善方をお願いしたいと思います。

　　　超過勤務についてはこれで終わりますが、最後ですが、将来の柳津町づくりの計画策定につきましては専門的な課を設置するということで、早急にはなかなかできるようなことではないとは思いますが、庁議等の中でも取り上げられながら継続して審議をしていただきたいと考えますが、いかがなものでしょうか。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　お答えをいたします。

　　　課の再編であるというような考え方で大きな問題というふうになると思います。課を再編いたしますと各種条例等の改正であるとか、そういうものもたくさん出てまいりますので、その辺につきましては、庁議等で十分協議をして今後の進め方について検討していきたいというふうに考えております。

　　　以上でございます。

○議長

　　　３番、伊藤　純君。

○３番

　　　ありがとうございます。この件につきましては、継続的にご検討をしていただきたいということを要望いたしまして、私の質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長

　　　これをもって、伊藤　純君の質問を終わります。

　　　次に、菊地　正君の登壇を許します。

　　　７番、菊地　正君。

○７番（登壇）

　　　先ほど通告のとおり、３件にわたって質問いたします。

　　　１つ、風水害対策の地区の防災対策について。

　　　全国各地で異常気象による災害が発生しております。柳津町においても台風９号の影響による大雨警報や土砂災害警戒情報が発令されました。今後、風水害に対してどのように対応されるのか、町の考えをお伺いします。また、災害発生の防止や災害発生時の被害の軽減を図るためには、自主防災の組織の活動が重要でありますが、地区住民の皆さんに常に防災知識を持ってもらうためにどのように対策を行っているのかお伺いします。

　　　２番、地すべり防止区域内の施設管理について。

　　　五畳敷地区並びに猪倉野地区の地すべり防止区域内に設置されている水路施設に老朽化等による損傷が見られますが、どのように管理されているのかお伺いします。

　　　３番、街中の活性化対策について。

　　　柳津町の町なかの観光客数は依然として少ない状況が続いておりますが、今後の町の活性化対策についてお伺いいたします。

　　　以上、３件お伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　それでは、７番、菊地　正議員にお答えをいたします。

　　　まず１点目でありますが、風水害対策及び地区の防災対策についてであります。

　　　風水害対策につきましては、情報収集に努め、最新の気象情報を防災無線等によって町民に伝え、避難の準備を整えていただくことが大切であり、町の地域防災計画に基づき、町民の安全確保のため、避難準備、勧告、指示を適時的確に判断しながら迅速な対応、行動に移して被害を最小限に食いとめていきたいと、そのような考えであります。

　　　地区の防災対策につきましては、災害が発生した場合、対策本部から現場への指示が発令され行動に移すまでの時間の差が生じる場合もありますので、実際の現場でのより正確な、そしてまた迅速な対応が求められます。町の地域防災計画には、地域住民に対し、自主防災組織等の必要性、設置、育成、指導についても記述をしており、区長等をリーダーとして火災及び災害時における計画的な組織の育成を図るとともに、有効な自主防災活動が図れるよう、組織の必要性の周知と充実強化のための指導等を実施していきたいと、そのような考えであります。

　　　このため、現在の地区避難場所の現状や課題等について話し合いの場を設けたり、あるいはアンケート調査を実施することを検討してまいりたいと今思っているところであります。さらには、自助・共助・公助によってそれぞれが連携し一体となった取り組みが必要であるため、今後も町防災訓練や円蔵寺自衛消防隊との合同防災訓練などに地区住民の方々にできるだけ多く参加していただき、町民一人一人に備えを常に持ってもらえるよう防災・減災の意識といざというときの知識、対応の周知をしていきたいと考えております。

　　　２つ目の地すべり防止区域内の施設の管理についてでありますが、これにつきましては、地すべり等防止法の規定によって、地すべり防止工事の施工など地すべり防止区域の管理は県が行うこととなっております。毎年県が行う現地調査に町職員も同行しながら点検を実施しております。なお、管理に支障がある事態が発生した場合は、県と協議をしながら良好な管理に努めてまいりたいと、そのように思っております。

　　　３つ目の街中の活性化対策であります。

　　　平成27年度の観光入込数は、映画ジヌよさらばの公開やデスティネーションキャンペーンによる各種事業の効果もあって、前年比で約12万人ほど増となっておりますが、まだ震災前の入込数には至っていないのが現状であります。先日も町なかを歩いたわけですが、やはり波があります。そのときは人もいましたのでちょっとにぎやかだなという思いはしてまいりました。

　　　そうした中、町では町なかのにぎわいを取り戻そうと寺家町地内において歩行者天国や赤べこまつり等を地区の方々と話し合いを持ちながら実施しているところであります。さらに、昨年きよひめ公園を整備して、道の駅から魚渕へ、そしてきよひめ公園を通りながら町なかへ来ていただけるようなルート化を図り、７月に行われました第１回目の歩行者天国のときには多数のお客様を迎えることができました。そのときも道の駅から歩いて町なかのほうに入っていただいたところであります。

　　　今後も地区の方々と協力をしながら、町なかでの活性化を図るためには、小さくともイベント等をやりながら誘客に努めてまいりたいと思っております。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより再質問を許します。

　　　７番、菊地　正君。

○７番

　　　第１番の風水害、地区防災対策について、職員の皆さんは、県道、町道、林道、あすとかあさってとか時間はおくれても結構でしたが、その場所、場所を点検したかどうかお伺いいたします。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　お答えいたします。

　　　台風９号の際につきましては、災害対策本部を設置いたしましたのでそれに基づきまして、当日は夜間でございましたので幹線についての確認をさせていただきました。翌日、再度支線にまで調査をさせていただきまして、何カ所かの被災現場はありましたが、大きなものはなかったというふうに確認をしてございます。

　　　以上でございます。

○議長

　　　７番、菊地　正君。

○７番

　　　ＮＨＫテレビまで放映されて、皆さん本当に、親戚なり友達なり心配されて、柳津大丈夫かと私も３つほど電話が入りましたけれども、やはりあれは天気予報やいろいろそういうテレビをごらんになって、町からのお願いでなく放映されたものか伺います。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　台風９号におきましては、柳津町としては土砂災害警戒情報が発令されました。それで、この前議員の皆様にもご説明をいたしましたが、警戒と言われるものの紫色にかかったという部分がございました。柳津町がそのエリアに入ったということを受けまして、住民に皆様方には避難準備をしてくださいというような形で通知をさせていただきました。その情報につきましては、各新聞社、テレビ当局についても報道いたしますので、それを受けてテレビ局のほうはテロップを流したというふうに考えております。

　　　以上でございます。

○議長

　　　７番、菊地　正君。

○７番

　　　避難しなさい、避難したほうがいいよと警報が出たので、これはどこだというような、それこそ友達、静岡、東京のほうからも電話が入りました。これは多分また西山地区の下の湯、山ノ内時男さんの自宅だと私は思って、そういうような返事をしたわけでございます。その次の日でもいいですが、あそこの現場を見ましたかどうか伺います。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　私としては確認をしておりませんが、ほかの他の部署の方は確認をしてございます。

　　　以上です。

○議長

　　　７番、菊地　正君。

○７番

　　　これからもどんな台風が来るかわかりませんが、またそのうちみぞれが降ったり、本当に１メーター二、三十の洪水が出れば、あの屋敷まで上がるような状態でございますから、私が見たところは、去年も土木のほうにお願いしたと。山ノ内、息子さん、章雄君が話をしていました。ことしもお願いしてくれと、そのようなことを言っておりますので。やはりあれは、動力が入らないですよ、あの辺。中の湯やら滝の湯やらあの下のほうに行っても。どうしたらいいものか、あそこにブルドーザ、ユンボを入れるには。では、橋から下げるか、鈴木勝公園のところから川につり下げておろすか。やはりあれはあのままにしておかれませんよ、私が見たところは。それはではどうするかと。20年ほど前は大石さんが、一生懸命あのころは商売をやっていたから、大石さんがダンプでつけて上げたと。だけれども、あの辺、皆もう自分の屋敷を守るために滝の湯を初めコンクリで囲みましたから、なかなか入ることもできない。そんなわけで、とにかくつるしても何でも、みぞれ降る前には下の50メーターから下に行って左側、クルミの木や雑木、柳などはありますけれども、これどこのなんだと。いや、これは砂子原の個人の土地なんだと。そこはちゃんとお借りして、ちゃんとやっぱりあの時男さんの前は。去年もやってくれない、ことしもやらないではとても危険だというわけで、あのヒロ子さんは五畳敷の菊地正意区長宅へ避難したそうですが。やはりそういった小さなところまで目をつけて、行政側は、あれは県だ、こっちは国だ、いや、ここは我が町でやんなんねなんて分けないで、振り分けないで、やっぱりどこまでも我が町は我がで守らなくちゃなんないんだと、柳津全体を見渡して２日かかってもそう私はやるべきだと考えてきました。現場を見てきましたので。見てこないと総務課長が言うならば、建設課長あたりはどうですか。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　下の湯の件につきましては、さきの台風のときに事前に土のうを積みまして被害の措置に備えたわけですが、今おただしの件は、河川にたまった土砂の撤去ということでよろしかったでしょうか。それにつきましては、県の宮下土木事務所に要請はしておりますが、今ちょっと予算がないということでもう少し待っていただきたいというようなことであります。バックホーとかの進入につきましては、仮設道路を設ければ進入は可能だと思っております。

○議長

　　　７番、菊地　正君。

○７番

　　　やはり希望というか、私から言うならば、ことしは雪が降る前にどうかしてやったらどうかなと。現場を私も見てきました。本当に危険な区域です。もちろん去年もあのとおり避難しましたけれども。１人、山ノ内ヒロ子さんが上の五畳敷の正意さんのところに避難しますけれども。やはり小さなところから目をつけて、やるべきことをやる。では土木にお願いするところはお願いして、国県にお願いするところはお願いするというふうに。そこら辺他人事でないんだから。あとはそのほかにどこも、林道とか町道は、がけ崩れ、土砂崩れは点検に当たって見つからなかったでしょうか、伺います。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　道路等につきましては、今回災害査定で２カ所国の査定を受ける予定であります。そのほかの路線につきましても数カ所、路肩等の決壊がありましたが、土のうを積んだり路肩注意などを設置しております。また、河川についても何カ所か被災している箇所があります。

○議長

　　　７番、菊地　正君。

○７番

　　　やはりそういう現場を見つけたならば、どうこう言うまでもなく、これからみぞれが降る節にならないうちに、またどんな台風が来るかわかりません、まだまだ。ですから、早い手当てをする。

　　　そして、もう一つは、各町村に避難場所を説明しているのかどうか。例えば、大平、岩坂は虚空蔵さんの広場とか、駐車場とか、駅に逃げなさいとか、そういう細かい気配り、目配り、やっているのかどうか伺います。

○議長

　　　総務課長。

○総務課長

　　　お答えをいたします。

　　　これにつきましては、前回６月の定例議会におきましても議員さんのほうからご質問がございました。その席でも申し上げましたが、避難場所等につきましては、町のほうでつくっております柳津町の防災ガイドブックというのが縮刷版で全家庭のほうに配布をされております。そこを見ていただければ、全て避難場所はどこになっているということはご確認いただけるようにはなっておりますが、それについて町民の方が本当に見ているのかという部分の話もございましたので、今回、広報の８月号でございますが、それで備蓄品であったり、そのガイドブックを見ていただきたいというような広報周知活動はさせていただいたところでございます。

　　　以上でございます。

○議長

　　　７番、菊地　正君。

○７番

　　　この間、町民運動会の反省会のときもその話が出たんですよ。わからない人がわからないでいたでは困るんだから、これは全て町としてはわかるように説明はしているはずだと。私はそのくらいの言葉しかできなかったけれども。何ともこれ、どこへ逃げるんだとか、円蔵寺のあれは地すべり区域に入っているんだよとか、いろいろ意見も出ましたけれども。やはり何か消防の水防倉庫みたいに、何か丸い避難場所のあれでも立てたらどうかなと私なりに考えているんですけれども。ここは町民の避難場所だよと、端のほうでいいですからお借りして。そして、やはり安全・安心なまちづくりに１日でも２日でもそのようなことに向かっていったらどうかと考えていたんです。みんな見ていないですよ、そういう今、総務課長が言ったようなところ。もう回覧板もそのとおり、見もしないで次から次と回してしまうような。忙しいというより関心を持たない、正直に言えば。関心を持たないです。

　　　とにかくいち早く下の湯の前は、土木と相談して下の左のほうに押し上げると。ダンプで何十台分あるので置き場も困るし、大変ですからそこら辺は土木と相談して、一日も早く安全・安心な下の湯の対策に努めてください。

　　　次に、町なかの活性化対策について。２回ほど、ジヌよさらばは別としても、キャンペーンをやったわけですね、この間寺家町も。その中で17日はまた門前サミット、そういうような歩行者天国が17日ですね、そういうような予定が入っているので、ちょっとこの間運動会のときに話を聞いたんですけれども、店を空っぽにして手伝いに行くしかないと。２人しかいない店を、鍵を締めて行くしかないと。人を集めたって何も効果ないんだと。それは私なりにこう返事をしたけど。では、区長会から10人、商工婦人部から10人、農協婦人部から10人、ライオンズから10人、そういうふうに割り当てて、１つの行事をやるにも１つの文書を配るようにしたら、これは何とか。あと店の方は何とか店を守って。やはりいらっしゃい、いらっしゃいで、もう一生懸命店を守っていくと。そういうようにしないと、通り一遍のキャンペーンをやっても、私もどうかなと今考えているところなんですけれども。町は町としてのお考えでやっているんだから、それはよいことだろうと私も言いました。そのお手伝いの皆さんがある程度は必要ということを言っていましたから、そこら辺の考えをお伺いします。

○議長

　　　地域振興課長。

○地域振興課長

　　　歩行者天国の件かと思いますけれども、これにつきましては、町なかの活性化ということで昨年から寺家町地区を初めとして関係行政区と話をしまして実施しているところでございます。店の方についても協力をしていただいているところでありますが、そういった話があるということであれば、今後何らかの対策を考えていきたいというふうに考えております。

　　　以上です。

○議長

　　　７番、菊地　正君。

○７番

　　　私もボランティアで協力しますから、やはりそのような１つの肩書きを持って皆さんにお願いしたらいい、早く言えば１つのお祭りができるのではないかと考えております。もう喉が渇いてべろが回りません。本当にもう。まだまだあるんですけれども、本当にべろが回らなくなっちゃった。

　　　とにかく行政は行政としての、風水害に対しても、そしてまた逆に戻りますけれども、東北電力さん、あの日私８月の28か、魚渕まで行ってみましたら、１メーター30から水圧が下がっておりました。そして早戸の湯元ですか、あそこは１メーター40。ああ、やればできるんだなと。私はこれを見てきていますから、やはり前もって電力さんだってそのように水圧を下げる、片門発電所も下げる、宮下発電所も下げていくというふうにすれば、大難が小難でスムーズにいくと私は今も考えているところでございます。

　　　総括として、やはりトップの町長の考えを伺います。

○議長

　　　何の考えですか。

○７番

　　　３つに対して。町長としてやはり……

○議長

　　　３つは。

○７番

　　　町なかは別にして、では２つか。２つ、風水害と地すべり関係、これに対して。

○議長

　　　町長。

○町長

　　　これは、菊地議員、最初に申し上げたとおり、このような体制をもって万全を期して、体制を整えながらこれに対して整備をしていかなければならないという答弁をしてありますので、このとおりにやっていきたいと、そのように思っています。

○議長

　　　７番、菊地　正君。

○７番

　　　私が発見しているのは、五畳敷の猪俣鎮雄さんの家の前、１本流れているんです。五畳敷は３本、勉君の前というか、そして今度は菊地勇男君の前、山手のほう、あれは長い、150メーターくらい。もうずっと先まで行ってみようかと思ったけれども、急で危険で危ない。鎮雄さんの前は穴があいて、何て言うのか、こういうあれでなっているんですよ。行って見てもらえばわかりますから。あれは、この下を水が通っていますから。どれだけここ傷んでいるか。何というか正式な名前はわからないけれども。コルケットとか何とか、ああいうコンクリでつくった下水でないから。昔、多分あそこらは硫黄分の水が流れるから。家庭の水は流しません、あそこは。ですから、早急にやってもらいたいと思います。

　　　それで、猪鼻は佐々木孝司君から下100メーターくらいは20年前に取りかえたよと。菊地さん、下は行かなくていい、危ないからと言われて、私も下には行かなかった。佐々木孝司君の家から下ですね。そして村中、上は見てきました。とんとんと流れていましたから、あの部分は今のところ大丈夫でございます。

　　　何か建設課長あたり、点検してきた反省、お聞きしたいんだけど。どなたでもいいです。台風が過ぎ去った後に、町道、林道を点検してきたと。そこを見てきた、さっき二、三カ所と言ったけれども、そういうようなところは見てきたかどうかお伺いします。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　議員のおっしゃっております水路というのは、鉄製の波形でできているもので、波形になっているのは流速を抑えるためになっているわけですが、それはコルゲートフリュームと言います。地すべりの地域については、多く使われる資材であります。

　　　私も猪鼻は見てきましたが、コルゲートの上についている支え、縮まらないように支えがあるんですが、それが数本曲がっておりました。あと、五畳敷地区につきましては、部落のほうでも草刈りをしていないというふうなこともあって、そこまでたどり着くことができませんでしたので確認はできなかったんですが、議員のおっしゃいますように、穴等があいていれば、今後写真とかを土木のほうに持っていって状況を説明していきたいと思います。

○議長

　　　７番、菊地　正君。

○７番

　　　そのように建設課長、ひとつ安全・安心な、これからみぞれじゃんじゃん降りますから。台風もまた幾つか来ると思います。ですから、土木のほうと相談して、いち早く猪俣鎮雄さんの前の50メーターくらい下がったところです、傷んでいましたよ。それは専門家が見れば、どうだこうだということがわかると思いますから。

　　　以上をもって私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長

　　　これをもって菊地　正君の質問を終わります。

　　　次に、齋藤正志君の登壇を許します。

　　　８番、齋藤正志君。

○８番（登壇）

　　　では、通告順に２つ質問をさせていただきます。

　　　１、高齢者の福祉について。

　　　①今後の町の介護について。柳津も高齢化が進む中で要介護者の施設待機者を減らすためにも、介護施設の整備に力を入れてきたところでありますが、入居者がふえれば町民の負担する介護保険料にはね返ってくることは想像するところです。そういった観点からも、できることなら居宅での介護や予防に町ではさらに力を入れるべきと考えますが、今後の取り組みについて伺います。

　　　②高齢者の自動車運転免許返納について。高齢者の中には、免許更新の時期に返納を考える本人やその家族がおられることと推察いたしますが、家庭の事情により更新される方もいると思います。安全を考えたときに、返納者に交通の支援があってはいかがと思いますが、考えをお伺いいたします。

　　　２つ目、若者の定住促進について。

　　　①子育て支援について。子育て世帯でやはりお金がかかってくるのが、何と言っても高校生からとなります。どうしても公共交通機関の利用が必要となります。また、支所地域では下宿等が必要となっております。保育所、小中学校の充実から見ると、高校生以上の支援が必要と考えますが、町の考えを伺います。

　　　②空き家や宅地整備について。町は、定住促進のためにさまざまな取り組みをしていることは承知し、また、今年度からは新規住宅の補助や集合住宅の建設へと、その取り組みは評価するところであります。下原の分譲地の残りが少なくなってきたこと、また、空き家のふえる中で今後の町の取り組みについて伺います。

○議長

　　　答弁を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　それでは、８番、齋藤正志議員にお答えをいたします。

　　　まず、１点目の高齢者の福祉についてであります。

　　　高齢者の福祉につきましては、加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病等による要介護状態にできるだけならず、その人の有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、予防対策が今後もなお一層重要であると、そのような考えを持っております。このため、地域の支援事業の中で、お達者クラブ、そしてまた健幸クラブの活動を実施しているところであります。これらについては、本当に参加している皆さん元気いっぱいで、誘い合って来てくだされば大変ありがたいという思いをしているところであります。

　　　また、居宅での介護については、福祉用具の購入や住宅改修などを積極的に活用してもらうことも大切なことであるため、町が委託している地域包括支援センターのケアマネージャーによる周知と申請の勧奨をさらに進めることで、高齢者が自宅で安心して生活できるよう支援を強化してまいりたいと、そのように思っております。ですが、なかなか反することもありまして、大変家族の皆さんにもかなりの負担がかかるというところもありますので、この辺も十分考慮してまいりたいと、そのように思っています。

　　　こうしたことによって、介護度の重度化を防ぎながら施設入所を抑制し、介護保険料の上昇を抑えてまいりたいと、そのように考えているところであります。

　　　次に、高齢者の自動車運転につきましては、現在は車社会でありますので、柳津町においても高齢になってからも自動車を運転している方が多くいらっしゃいます。通院や買い物等の日常生活をしていく上で、車がないとどうしても不便であるといった場合に運転される状況とは思いますが、やはり高齢期になると個人差はありますが、加齢によって身体機能の判断力が低下しておりますので、運転による安全性が心配されるところであります。全国の統計でも高齢運転者が加害者となった事故件数が増加傾向にありますから、運転免許証を返納する方に対しては、交通の支援を行うということ、そしてまた安全確保のため有効であると考えておりますので、町としてもどういう方法がいいのか、それらを考え合わせていきたいと思っております。

　　　そして、２番目の若者定住の促進でありますが、高校生以上の支援につきましては、子ども医療費無料化についても高校生も対象となっているところでありますが、高校は町外へ出なければならないため、交通費や下宿代等の保護者負担が必要となっているところであります。また、鉄道やバス、公共交通機関の時間帯や本数の少なさといった問題もあります。

　　　支援策を行うに当たっては、小中学校までの義務教育期間とは異なる視点が必要であり、さらに対象者はさまざまなケースが考えられるため、町が保護者への経済的負担の支援を行うに当たっては、特にやはり慎重な対応を要するものと、そのような考えをしておりますので、これらについても十分内部で話し合いをして結果を出していくことが大事であると思っております。

　　　もう一つは、下平分譲地につきましては、全26区画中、平成27年度までに22区画が販売済みで残り４区画となったところであります。

　　　町の空き家対策については、実際にお住まいになる際に改修が必要な場合には、空き家改修等支援事業の補助金を交付して費用の一部を支援しているところであります。空き家を所有されている方で賃貸や売買を希望する場合は、物件の情報を会津地方振興局のホームページで公開をしており、町のホームページからもリンクするとともに、ホームページをごらんになった方から町に連絡があった場合には、空き家情報の紹介や必要な連絡調整を行っております。現在、ホームページで公開しているのは軽井沢、安久津、湯八木沢、四ツ谷の合計４件のみとなっているところであります。

　　　今年度の空き家の有効活用に取り組むため、空き家を所有されている方109名にアンケート調査を実施しており、現在33名の方から回答を得ているところであります。このアンケートによって賃貸、また売買を希望する方については、速やかに情報をホームページで公開して移住・定住対策につなげてまいりたいと、そのような考えを持っております。

　　　以上であります。

○議長

　　　これより再質問を許します。

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　それでは、再質問させていただきます。

　　　まず、介護保険でございます。柳津町の介護保険料は、近隣他町村から比べますと若干安いんだろうというふうに私は考えております。基金の歳入があったり、そういった部分で、柳津町は近隣市町村よりも若干安いというような理解のもとでありますが、施設がこれだけできましたので、当然、今後は膨らんでいくんだろうという想像をしております。実際、介護の現場では、やはり居宅での介護の利用料金がかなり減ってきていると。これは全部、実際は、待機者がそういった施設に入ったことによって、そちらの利用料金のほうにはね上がっているんだろうと推察をするところであります。

　　　今後、次の保険料の見直しの時期についてですが、どのぐらいになっていくんだろうという見通し、まず介護保険料がアップすることはわかるんですけれども、どのぐらいアップするか、まず推測しているか、ここをお伺いします。

○議長

　　　町民課長。

○町民課長

　　　現在、第６期の介護保険計画に基づきまして実施しているところでございまして、平成29年度までございます。平成30年度からは次期計画となります。その算定に当たりましては、現在まだその作業には入っておりません。現在の介護保険料については両沼町村で中ほど、介護保険料を算定したときにそういった位置づけ、状況でございました。次期の介護保険料についての算定見通しについては、これからの作業となります。

　　　以上であります。

○議長

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　上がってくるのはもうしようがないかという部分もございます。これを少しでも改善することが、国民健康保険も上がっていく、介護保険も上がるでは、やはり町民の生活がなかなかままならないというふうにもなります。私も過去に質問しましたけれども、もちろん健康寿命の話は前回、前々回ですか、させていただきましたし、そういったことで予防というのが非常に大事であるというふうに考えているわけです。

　　　それで、今言ったように、町のほうでもお達者クラブや健幸クラブ、健幸クラブに関しては、ことしから２回に回数もふやしているはずですね。こういったところに力を入れていただいているというのは、我々も理解しております。ますますこういったことが必要になってくるんですが、さっき町長の答弁にもありましたように、喜んで来ていただいていると。それは元気な人なんですね。意外と年寄りが、自分が介護予備軍だという理解をしていない人が多いです。元気な人ほどいっぱいずっと多く参加している。どうしても参加する人の固定化がやはり懸念されるところであります。意外と入ってしまえば、そういうところに参加するようになればもうずっと参加するんだけれども、どうしても入りづらいというようなことでの固定化が起きていると。やはりこういうところを改善すべきだと思いますが、町としてはその辺をどのように改善していくと思っているかお伺いいたします。

○議長

　　　町民課長。

○町民課長

　　　お話がありました健幸クラブにつきましては、介護の一次予防事業ということで実施しているところでございます。これについては、介護認定を受けていない方で本人から申し込みがあった方、またのぞみで行っているお達者クラブに入れなかった方、デイサービスで行っていたがそちらをやめられて入られた方というような方々にご利用いただいております。中にはずっと継続して参加していただいている方もございます。しかし、新規の方、また再度参加していただける方といった方々も結構いらっしゃる状況でございますので、内容的には入れかわっているというような状況でありまして、固定化というような状況とは必ずしも考えてはない状況でございます。

　　　給付費を下げるためにも予防事業は何よりも重要と考えてございますので、これらの事業について今後とも進めてまいりたいと思います。健幸クラブにつきましては、27年度、本庁、支所地区、それぞれ１回ずつでありましたが、参加者からの要望等もあって好評だったこともあり、回数をふやしてもらいたいという要望もあったところであり、それぞれ地区２回ずつ本年度から実施しているところでございます。

○議長

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　入れかえはあるということですけれども、いつも参加人数だけ見ると同じような形なので、意外とそういうあれがないのかなと勘違いしたかもしれません。

　　　それでは、次に入らせていただきたいと思いますが、柳津町内に住民票を置きながらというか、他町村で介護サービスを受けると。施設介護ならいいんですけれども、例えば在宅での介護サービスだとかデイサービスとか、こういったものは多分また町のほうに請求が来るんだと思います。こういう方が要支援はもう多分ないと思いますが、介護認定者の中にこういう方がまずいらっしゃるかどうかお伺いします。

○議長

　　　町民課長。

○町民課長

　　　柳津町に住所をそのままにして他町村に生活しているという、他町村でサービスを受けているという方が、こちらで確認しているところ３名いらっしゃいます。

○議長

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　いろんな理由があるんでしょうね。あると思いますが、基本、そこに居を置いているからこそここでのサービスが受けられて、柳津町民だからやはりそこでみんなで助け合おうよというのが一応考え方だと思うので、さまざまな理由があるんですけれども、町として何かそういった人たちに指導なり、指導までは必要なのかわかりませんけれども、何か対策というか、助言であり、指導であり、何かされていますか。

○議長

　　　町民課長。

○町民課長

　　　議員さんのおっしゃるとおり、実際住んでいるところに住所を持っていくのが本来の姿だと思います。しかし、それぞれいろんな事情等があってそうしていない方も、先ほど３名と申し上げました、そういう方もいらっしゃいます。しかし、そちらについては本来の姿でありませんので、その機会に町としてはできるだけ生活の実態に合った形にするよう、これからも指導等は行っていきたいとは思っております。

○議長

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　本来であればそういうのが望ましいと私も思います。介護の現場からなんかもそんな話が聞こえるようでは、ちょっとどうかなと思います。結局、いろいろ言いましたけれども、この介護に関してはこれからふえていくのは間違いないんです。どうやって減らすかといったときに、健康寿命を伸ばすとかいろんな方法があるんです。要望がもちろん大事です。町としては要望をやっていただく。そして、やはりいかにして重度化させないかということが大変なことだと思うんです。

　　　ヨーロッパの話をすると、話がちょっとずれるかもしれませんけれども、やはり核家族化が進んでいるんです、ヨーロッパも。その中でやはり居宅で最後まで見ていくと。居宅介護を１日に１回ではなくて３回にふやしてでも、自分でやることによってその人の能力を奪わない。こうすることによって重度化を遅くして、最後までやはり自分の生まれた家でみとりまで、最後のみとりの１カ月とか２カ月前ぐらい前までいただけると。こういうのが私も、将来的に核家族化が進んだ中でもやはりいいのではないかと。負担がみんなに、やれることを全部奪っていくと当然介護度が、重度がふえていくこともありますので、やはりこういった居宅でのサービスの充実、こういうことによって皆さんの介護保険、そういうものの抑制になると思います。私はそういう考えなんですけれども、やはり何とか町としてもそういった考えのもとに、少しでも居宅での介護に力を入れていただきたいということで、特にこれは答弁は要りません。

　　　では、次に移らせていただきます。先ほどありました高齢者の運転免許の返納についてでございます。60歳を超えるとやはり高齢者の死亡事故が非常にふえまして、20代のちょっと早いうちは多いんですけれども、30代、40代の人たちから比べると５倍ぐらい死亡事故が多いんです。私も仕事柄、どうしてもそういった事故に直面することが多うございまして、やはり家族としては返納させたかったんだけれども、病院に行くとかさまざまな理由で、返してしまうと足がない、お金がかかる、タクシーを呼ぶにもといったことでなかなか返せない。これが不幸なことを招いていることも多々目にしてまいりました。

　　　他町村においては、そういったところが多少進んでいるところもございます。柳津町の地形的なことを考えた場合は、なかなか距離も長いですから難しい部分はあるんでしょうけれども、ぜひこれは答弁にあったように、柳津町独自のそういった支援をぜひやっていただきたいと思います。それによって、今使ってる町バスの利用度、これなんかもひょっとしたらオンデマンドも含めて考えたときには利用度が上がってくるのではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長

　　　町民課長。

○町民課長

　　　自動車運転免許証の返納ということでございますが、内容が高齢者の福祉についてという大きなくくりでございますので、その部分から町民課のほうから申し上げたいと思います。

　　　近隣町村を見ますと、返納された方に何らかの助成、バス代の助成とかをやっているところもあるようでございます。町として安全確保のために必要、有効であるというふうに町長から申し上げたとおりでございますので、それらについては今後、町民課といたしましては高齢者の福祉のために何ができるかというようなことで協議はしてまいりたいと考えてございます。

○議長

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　ぜひいいほうに検討してください。

　　　次に、大きな２番に移らせていただきます。若者の定住促進についてですが、これもかなり前の方が質問してきましたので、重複しないように簡単に質問させていただきます。

　　　まず、子育て支援については、町においては重点施策の１つでありますので、もう生まれたときから保育所、小学校入学、中学校入学、そして教育と、もう至るところでこの子育て支援、私も何回もやってきましたので、本当に町長が結構やっていますよと言っているぐらいにやっていると思うんですよ。でも、先ほど１番議員、５番議員の質問の中にも出ましたけれども、光が当たっていないところがあると。アンケートの中にもぽっかり穴があいているというのがこの高校生なんですよ。何でここを今まで光が当たらなかったのかとずっと考えていたんですけれども、小学校、中学校はそれこそここにあるように義務教育だから町で面倒を見なければならないわけですけれども、高校生となるとさすがに義務教育ではございませんので、高校へ行くなら勝手に行けという話でございますので、そこに支援となるとなかなか難しい。ただ、若い人たちが子育てするのに、アンケートにあったようにここに光を当ててくださいと。例えばそういう部分に、実は、逆の発想をすればここを改善すれば大きな成果が上がるという部分でもあるのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長

　　　町民課長。

○町民課長

　　　子育て支援というような観点から町民課のほうからお答えを申し上げたいと思います。

　　　子育て支援の観点から、答弁にありますとおり、子ども医療費無料化とかインフルエンザの予防接種とか、高校生対象の事業もございます。ご質問の経済的な負担の軽減といった部分については、子育て支援の観点からは何ができるかということについては、今後十分に検討はしてまいりたいと思います。就学支援といった観点からのご質問であれば、またそれは違った意味になるのかとは思いますが、子育て支援ということでは、今後も何ができるか検討してまいりたいということでございます。

○議長

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　本当になかなかこれはどこが所管するんだという話ですよね。だから意外とこれは予算もつけにくいんだと思いますね。なかなかでは高校生、誰が面倒を見てきたんだといったときに、教育委員会でもなければ教育課なのか、それこそ子育てということで町民課なのかということでございますので。ぜひこれは、庁議の中でもし諮っていただけるのであれば、ある程度どこかの部署に決めてこれを皆さんの中でお諮りいただいて、できるのであれば幾らでも前に話を進めていただければと思います。今、町民課長が言っても、何のあれもないところで答弁しようというのがちょっと難しい話でしょうから。ただ、確かに、今言ったようにそういったアンケートの中の１つの雑音、ノイジー・マイノリティーと言っては失礼ですけれども、そういうふうにするのか、本当にそこに光を当てていくのかというのは、これは行政の力だと思いますので、ぜひそういう中で庁議の中でご検討していただければというふうに思います。

　　　次の質問に行かせていただきます。細かい話になるんですが、子育て支援の中で児童生徒の放課後教室をやっています。ごく一部、非常に有効活用している方がたくさんいらっしゃるんですけれども、さらに利便性を上げてほしいというお話があります。例えば、子供が生まれまして、例えば上の子が小学生とか、保育所でもいいんですけれども、新生児が生まれて、親が休職している間は預かってもらえないとか。せめて子供と一緒に寝ている50日間ぐらいはどうでしょうかとか、細かい話なんですが。こういったところでやはりもう少し利便性、そして、病気になったときとかそういうときは対応していただいているようなんですけれども、やはり特例を、安心して働けるという場所があってこその子育て支援だと思いますので、この辺の充実をお願いしたいと思いますが、この辺の柔軟な考え方はどうでしょうか。

○議長

　　　これは、保育所長。

○保育所長

　　　これについては、保育所のほうで担当しております放課後児童クラブということで、柳津のほうについてはわくわく、なかよしが支所地区というようなことになっております。今の考え方もそうなんですけれども、利用しやすいような形をとっていくというようなことで、各町村もそういうほうに流れておりますので、柳津町としても利用しやすいような形をとっていきたいと考えております。

　　　以上です。

○議長

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　では、よろしくその辺、利便性をまた高めていただきたいと思います。

　　　次に伺います。宅地整備、下原、これも２回ぐらい過去に質問させていただいたんですが、早く売れ、早く売れと言ってきましたら残り４つになってしまいまして、当時やはり価格を再評価しろとかいろんなことを、各議員からも話が出まして、皆さんの努力のおかげであと４区画、この４区画の現状をまずお伺いします。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　残り４区画につきましては、まず分譲地内に排雪できる場所がないということで、２区画については現在排雪場所として使用しているところでありますので、そのほかに排雪場所を探すとか、あとは機械を別な種類でやるとか、そういうものを検討して販売につなげたいと思っております。あと、２区画につきましては、やはり今後ホームページあるいは県の機関紙とかそういうものに載せてＰＲを図っていきたいと思っております。

○議長

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　雪の排雪場所ということだと思います。実際、現場も、随分何回も行っていますからわかりますけれども、本当に住民の人はあそこがあいてないとちょっと困るよみたいなところもあるみたいで、そういう部分を考えれば、実際に売れるところは１区画か２区画しかないわけですよ。今、所得制限のない集合住宅、ここもささっと入ってくるのではないかと思います。ただ、集合住宅の場合は、やはり移動するのが楽なんですよね。やはり宅地を求めて家を建てるということは一生の事業になりますから、定住化をさらに進める上ではやはりこういった分譲地、こういうものはまた必要になってくるのではないかと思うんですが、今、集合住宅をつくっている中、次どうなんだというのも、いろんな予算がある中での話でございますが、ただ将来的に定住化を促進するためには、やはりどうしても必要になってくるのではないかと私は思うんですが、その辺の考えをお伺いいたします。

○議長

　　　建設課長。

○建設課長

　　　分譲宅地の開発については、地形あるいは立地条件等もありますし、また用地の協力が得られるかというような大変大きな問題があると思いますので、今後、庁議において協議を進めながら方向性を決めていきたいと思っております。

○議長

　　　８番、齋藤正志君。

○８番

　　　これは地域もあることですからあれですけれども、必要は不可欠なものになってくるのではないかと思いますので、ぜひ早目に、やはり検討するのであれば早目早目に検討して、将来的にやはりある程度人を集めてということで、そんなに散らばっていてもあれですから、コンパクトシティーではないですけれども、そういったことが行政としてもいいのかななんていう部分も多少ありますので、この辺はしていただきたいと思います。今から検討してください。

　　　次に、空き家ですけれども、６月にもやっていまして今アンケートが返ってきたということでのご答弁がございました。４件だけということでございます。４件、とりあえず貸せますよと。これだけでも成果かなというふうに思います。例えば、これがもっともっと上がっていくことによって、今ネット社会ですから、我々も「空き家」とか「売り家」とか「河沼郡」と入れると、もうぱっと出てくるんですね。こういう中で、柳津町でも不動産を売りに出している方がいらっしゃったりすると、ここ売りに出ているんだというのがすぐわかるという中で、町のホームページも含めて、やはり「柳津町空き家」で検索したときにこういうものが速やかに、これは振興局だけではなくて空き家.ｃｏｍとかいろいろあるんですけれども、こういったところにも多少情報を出せるのであれば，本人の了解が得られれば、もう少し閲覧できるような形でたくさんの方に見ていただいて、柳津町のほうに移住を考えていただける人がふえればと思いますので、その辺の充実をよろしくお願いいたします。答弁は結構ですので。

　　　これで私の質問を終わります。

○議長

　　　これをもって齋藤正志君の質問を終わります。

　　　これで一般質問を終わります。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　ここで、暫時休議といたします。

　　　再開は午後４時50分といたします。（午後４時３７分）

○議長

　　　では、議事を再開いたします。（午後４時５０分）

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　　◇

○議長

　　　次に、本日の議事日程についてお諮りいたします。

　　　柳津町議会会議規則第９条により、会議時間は午前10時から午後５時までと定められておりますので、本日の会議時間は議事の都合によりこれを延長したいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

　　　　　　　　　◎議案の審議

○議長

　　　日程第７、議案第７４号「平成２７年度柳津町歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

　　　提案者に提案理由の説明を求めます。

　　　町長。

○町長（登壇）

　　　議案第７４号「平成２７年度柳津町歳入歳出決算認定について」提案内容を説明いたします。

　　　平成27年度柳津町一般会計の決算につきましては、歳入総額42億6,027万1,991円、歳出総額41億2,838万4,608円、歳入歳出差引額１億3,188万7,383円となったものであります。このうち翌年度へ繰り越すべき財源は2,884万7,000円でありましたので、これを除いた実質収支は１億304万383円となり、地方自治法第233条の２の規定により5,200万円を財政調整基金へ積み立てるものであります。

　　　次に、特別会計でありますが、平成27年度柳津町土地取得事業特別会計の決算につきましては、歳入総額671万8,864円、歳出総額664万5,770円、歳入歳出差引額７万3,094円となったものであります。

　　　次に、平成27年度柳津町国民健康保険特別会計の決算につきましては、事業勘定で歳入総額６億3,613万3,430円、歳出総額６億1,861万505円、歳入歳出差引額1,752万2,925円となったものであります。

　　　また、施設勘定では、歳入総額8,572万7,093円、歳出総額7,204万3,653円、歳入歳出差引額1,368万3,440円となったものであります。

　　　次に、平成27年度柳津町後期高齢者医療特別会計の決算につきましては、歳入総額5,134万2,921円、歳出総額4,990万4,440円、歳入歳出差引額143万8,481円となったものであります。

　　　次に、平成27年度柳津町介護保険特別会計の決算につきましては、歳入総額４億6,855万6,203円、歳出総額４億3,351万4,575円、歳入歳出差引額3,504万1,628円となったものであります。

　　　次に、平成27年度柳津町簡易水道事業特別会計の決算につきましては、歳入総額２億772万9,381円、歳出総額１億9,990万2,930円、歳入歳出差引額782万6,451円となったものであります。このうち翌年度へ繰り越すべき財源は680万4,000円でありますので、これを除いた実質収支は102万2,451円となったものであります。

　　　次に、平成27年度柳津町町営スキー場事業特別会計の決算につきましては、歳入総額375万9,490円、歳出総額369万9,544円、歳入歳出差引額５万9,946円となったものであります。

　　　次に、平成27年度柳津町農業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額8,876万4,673円、歳出総額8,738万4,135円、歳入歳出差引額138万538円となったものであります。

　　　次に、平成27年度柳津町下水道事業特別会計の決算につきましては、歳入総額8,870万5,340円、歳出総額8,770万5,180円、歳入歳出差引額100万160円となったものであります。

　　　次に、平成27年度柳津町簡易排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額226万5,386円、歳出総額188万2,694円、歳入歳出差引額38万2,692円となったものであります。

　　　次に、平成27年度柳津町林業集落排水事業特別会計の決算につきましては、歳入総額516万5,076円、歳出総額481万2,846円、歳入歳出差引額35万2,230円となったものであります。

　　　以上で、各会計の決算概要の説明を終わります。よろしくご審議お願いをいたします。

○議長

　　　次に、代表監査委員から決算審査意見書の報告を求めます。

　　　代表監査委員、目黒忠威君。

○代表監査委員（登壇）

　　　平成27年度決算審査意見書の報告を申し上げます。

　　　お手元にお配りの資料をごらんいただきたいと思います。

　　　地方自治法第233条第２項及び第241条第５項の規定により、平成27年度歳入歳出決算並びに基金の運用状況の審査を終了したので、その結果を下記のとおり意見を付して報告します。

　　　平成28年８月26日。

　　　柳津町代表監査委員、目黒忠威、柳津町監査委員、伊藤　純。

　　　第１に審査の概要であります。

　　　１．審査の対象

　　　（１）平成27年度柳津町一般会計歳入歳出決算

　　　（２）平成27年度柳津町土地取得事業特別会計歳入歳出決算

　　　（３）平成27年度柳津町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

　　　（４）平成27年度柳津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

　　　（５）平成27年度柳津町介護保険特別会計歳入歳出決算

　　　（６）平成27年度柳津町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

　　　（７）平成27年度柳津町町営スキー場事業特別会計歳入歳出決算

　　　（８）平成27年度柳津町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

　　　（９）平成27年度柳津町下水道事業特別会計歳入歳出決算

　　　（10）平成27年度柳津町簡易排水事業特別会計歳入歳出決算

　　　（11）平成27年度柳津町林業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

　　　（12）平成27年度基金の運用状況

　　についてであります。

　　　２番目に審査の期間であります。平成28年７月20日より平成28年７月28日までの７日間であります。

　　　次に、３．審査の着眼点でありますが、

　　　（１）決算書の計数は正確か。

　　　（２）町税、保険税及び使用料等の賦課徴収（現年、過年度分）の業務について、適切に事務処理されているか。

　　　（３）行政改革推進、財政運営の健全性が図られているか。

　　　（４）予算執行が公益的かつ計画的・効率的に実施されているか。

　　　（５）事業の事務処理について、能率的・効率的に実施されているか。

　　　（６）前年度までの指摘事項について必要な改善処置がされているか。

　　　以上、６点であります。

　　　４．会計別歳入歳出決算状況についてであります。

　　　各会計の決算状況については、別紙のとおりであります。

　　　次に、第２、審査の結果、１、総括であります。

　　　一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は、この表のとおりでありますが、先ほど町長から提案理由の中で説明されておりますので、省略させていただきます。

　　　次に、３ページの２、一般会計であります。

　　　（１）財政の推移であります。

　　　平成27年度における一般会計は、歳入総額42億6,027万2,000円で対前年１億7,569万7,000円の減、歳出総額41億2,838万5,000円で3,607万7,000円の増であります。

　　　なお、過去３年間の状況は、この表のとおりでありますので、参考にしていただきたいと思います。

　　　（２）財政収支の状況であります。

　　　平成27年度決算状況は、歳入総額42億6,027万2,000円から歳出総額41億2,838万5,000円を差し引いた１億3,188万7,000円が剰余金となりますが、繰越明許費は2,884万7,000円、したがいまして、実質収支は１億304万円で、前年度決算における実質収支１億6,772万8,000円を差し引いた単年度収支はマイナス6,468万8,000円であります。

　　　なお、次の表は参考にしていただきたいと思います。

　　　次に、収入の状況であります。

　　　平成27年度一般会計歳入合計額42億6,027万1,991円で、前年度に比べ増額になった主なものは、地方消費税交付金が2,776万8,000円、地方交付税が7,938万9,000円、分担金及び負担金で411万円、繰越金で２億1,379万2,000円、諸収入で2,830万7,000円であり、減額になった主なものは、町税でマイナス1,047万8,000円、県支出金でマイナス8,141万3,000円、繰入金でマイナス２億1,183万5,000円、町債でマイナス２億1,984万4,000円などで、歳入合計では前年度より１億7,569万7,000円の減となっております。

　　　次に、一般会計の歳入総括表であります。各科目別に平成26年度、平成27年度の収入額の比較を載せてありますので、参考にしていただきたいと思います。内容については省略いたします。

　　　次に、町税及び税外収入の未収金について、５ページの表であります。

　　　未収金は前年度より減少しておりますが、依然として大きな金額になっております。未納額は、現年課税分合計で118万3,039円であり、前年度より56万3,215円減少し、滞納繰越分は1,311万3,236円で172万406円の減少をし、未収金合計額は1,429万6,275円で、前年度より228万3,621円減少いたしました。

　　　なお、不納欠損処分額は100万3,378円であります。

　　　（４）歳出の状況でありますが、平成27年度一般会計予算額45億5,150万8,000円に対し、支出済額41億2,838万5,000円、翌年度繰越額２億5,374万9,000円、不用額１億6,937万4,000円で、予算に対する執行率は90.7％、前年度は83.9％で前年度を6.9ポイント上回りました。また、歳出決算額は前年度に比べると3,607万6,000円増となりました。

　　　なお、款、科目別予算の執行状況は表のとおりでありますので、参考にしていただきたいと思います。

　　　性質別歳出については、６ページの表の性質別歳出の状況で示しましたが、消費的経費49.0％、投資的経費21.9％、その他29.1％であり、前年度と比較して消費的経費0.7ポイント増、投資的経費9.0ポイント減で、その他は8.3ポイント増加いたしました。

　　　前年度の構成比との比較では、消費的経費で人件費がマイナス0.4ポイント、物件費でプラス1.8ポイント、維持修理費でマイナス0.1ポイント、扶助費がマイナス0.2ポイント、補助費等でマイナス0.4ポイントであります。投資的経費では、普通建設事業費でマイナス10.8ポイント、災害復旧事業費でプラス1.8ポイントであり、その他の経費では公債費がプラス2.0ポイント、積立金がプラス6.3ポイントとなっております。

　　　なお、性質別歳出の状況は表のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

　　　次に、３．特別会計であります。

　　　（１）土地取得事業特別会計であります。

　　　本会計の決算は、歳入総額671万8,864円で、歳出総額664万5,770円となり、差引額７万3,094円であります。平成27年度２区画販売があり、残り４区画となっております。３区画については、冬期間の団地の排雪場所として使用しております。今後も販売促進対策については、引き続き検討していただきたいと思います。

　　　次に、（２）国民健康保険特別会計であります。

　　　まず、事業勘定についてであります。

　　　本会計の決算は、歳入総額６億3,613万3,430円、歳出総額６億1,861万505円となり、差引残額1,752万2,925円であります。

　　　歳入の主なものは、国保税で6,875万2,694円、国庫支出金で１億5,921万8,554円、県支出金で4,026万9,726円、療養給付費交付金で1,702万1,000円、前期高齢者交付金で9,486万7,333円、共同事業交付金で１億3,520万416円、繰入金で8,040万1,899円であります。

　　　歳出の主なものは、保険給付費で３億2,505万8,162円、後期高齢者支援金等で5,847万702円、介護納付金で2,439万7,835円、共同事業拠出金で１億3,973万5,606円で、歳出総額は前年より7,313万4,290円増加しており、共同事業拠出金の6,388万724円の増が主なものであります。

　　　国保税の未収金については７ページの表のとおりでありますが、未収金の額が前年度より448万8,525円減少しているものの、1,212万4,466円と依然として多額の未収金であり、大変憂慮すべき事態であります。国保事業の安定化を図るため、未収金徴収事務の適切な実施とその対策強化を強く要望します。

　　　なお、国保の１人当たりの医療費については記載しませんでしたが、平成26年度は29万95円、平成27年度は31万1,107円で２万1,012円の増となっております。県平均の25万8,136円と比較すると高い状況にあります。医療費の抑制には保健指導が重要であり、さらなる抑制策の強化に努めていただきたいと思います。

　　　次に、施設勘定であります。

　　　本会計の決算は、歳入総額8,572万7,093円、歳出総額7,204万3,653円となり、差引額1,368万3,440円であります。

　　　収入の主なものは、診療収入で5,679万6,432円、繰入金で1,978万8,000円、繰越金で913万7,271円であります。

　　　歳出の主なものは、施設管理費で4,798万9,147円、内科医薬費で2,405万4,506円であります。受診者数は7,186人で、前年度比503人の増となり、診療収入では233万6,030円の増となっております。

　　　（３）後期高齢者医療特別会計であります。

　　　本会計の決算は、歳入総額5,134万2,921円で、歳出総額4,990万4,440円となり、差引額が143万8,481円であります。

　　　歳入の主なものは、保険料で2,579万5,800円、繰入金で2,421万7,420円であります。

　　　歳出の主なものは、総務管理費が532万2,118円、広域連合納付金が4,458万2,322円であります。

　　　保険料の徴収については、未収金が25万4,800円となっておりますので、原因究明と対応策を講ずるとともに未収金の解消を図られるよう強く要望します。

　　　（４）介護保険特別会計であります。

　　　本会計の決算は、歳入総額４億6,855万6,203円、歳出総額が４億3,351万4,575円となり、差引額3,504万1,628円で、前年度より増となっております。

　　　歳入の主なものは、保険料で8,472万470円、国庫支出金で１億1,569万9,290円、支払基金交付金で１億818万7,000円、県支出金で6,690万5,445円、繰入金で6,766万363円、繰越金で2,536万4,597円であります。

　　　歳出の主なものは、総務費で1,472万8,304円、保険給付費で３億9,525万7,281円、地域支援事業費で1,486万6,981円、諸支出金で864万4,771円で、歳出総額は前年度より1,021万5,696円の増となっております。

　　　保険給付費は前年より256万6,288円増となっておりますが、今後も給付費を抑制するために介護予防事業の推進が重要かと思います。

　　　介護保険料の未収金が183万3,960円となり、前年度より17万1,660円増加しております。毎年増加の傾向にありますので、滞納整理計画を策定し徴収に万全を期すよう強く要望いたします。

　　　（５）簡易水道事業特別会計であります。

　　　本会計の決算は、歳入総額２億772万9,381円、歳出総額１億9,990万2,930円となり、差引額が782万6,451円で、歳出総額が前年度より2,391万7,967円の増となっております。

　　　歳入の主なものは、水道使用料等で5,926万4,469円、国庫支出金で1,865万5,000円、繰入金で9,732万4,000円、町債で2,330万円であります。

　　　歳出では、水道事業費１億2,872万8,271円で、公債費7,117万4,659円であります。

　　　水道使用料の未収金が現年分で42万6,076円、滞納繰越分で729万3,707円、合計で771万9,783円であります。164万5,233円を不納欠損処分し、未収金額は前年度より223万8,341円減少しましたが、さらなる未収金減少のため、滞納整理計画を策定し対応するよう強く要望いたします。

　　　（６）町営スキー場事業特別会計であります。

　　　本会計の決算は、歳入総額375万9,490円、歳出総額369万9,544円となり、差引額５万9,946円であります。

　　　歳入の主なものは、繰入金で19万8,000円、雑入で184万8,014円、財産売払収入で162万円であります。

　　　歳出では、スキー場事業費366万9,544円。主な歳出でありますが、需用費で108万6,808円、委託料で77万4,370円、使用料及び賃借料が169万5,615円であります。

　　　平成27年４月１日に再契約した用地の賃借料について考慮すべきだったかと思います。今後の借用地の利活用の有無について、方向性を示して関係者とよく協議するとともに、十分な対応をされるよう要望いたします。

　　　（７）農業集落排水事業特別会計であります。

　　　本会計の決算は、歳入総額8,876万4,673円、歳出総額8,738万4,135円となり、差引額は138万538円であります。

　　　歳入の主なものは、分担金及び負担金17万2,800円、使用料1,301万1,625円、繰入金7,464万9,000円、繰越金92万1,419円であります。

　　　歳出では、総務費で3,490万569円、公債費で5,248万3,566円であります。

　　　未収金は、６人で38万8,285円と前年度より３万2,187円減少していますが、速やかに徴収するとともに、施設整備以降10年以上経過しており、加入率向上のための対策を講じられるよう求めます。

　　　（８）下水道事業特別会計であります。

　　　本会計の決算は、歳入総額8,870万5,340円、歳出総額8,770万5,180円となり、差引額が100万160円であります。

　　　歳入の主なものは、分担金及び負担金で103万6,800円、使用料及び手数料で1,814万9,675円、繰入金で6,830万9,000円、繰越金で112万8,605円であります。

　　　歳出では、総務費で3,903万7,598円、公債費で4,866万7,582円であります。

　　　未収金は、13人で25万3,489円と前年度より12万2,210円増加していますので、速やかに徴収するとともに、健全な維持管理及び運営に努め、加入率向上のため対策を講じられるよう求めます。

　　　（９）簡易排水事業特別会計であります。

　　　本会計の決算は、歳入総額226万5,386円、歳出総額188万2,694円となり、差引額38万2,692円であります。

　　　歳入は、使用料80万2,980円、繰入金119万2,000円、繰越金27万406円であります。

　　　歳出では、総務費が90万3,006円、公債費で97万9,688円であります。

　　　（10）林業集落排水事業特別会計であります。

　　　本会計の決算は、歳入総額516万5,076円、歳出総額481万2,846円となり、差引額が35万2,230円であります。

　　　歳入の主なものは、使用料及び手数料で79万3,260円、繰入金で406万5,000円、繰越金で30万5,436円であります。

　　　歳出は、総務費で138万880円、公債費で343万1,966円であります。

　　　次に、積立金の状況であります。

　　　積立金の状況は、10ページの表のとおりであります。なお、決算書にも一般会計及び特別会計が掲載されておりますので、ごらんの上、参考にしていただきたいと思います。

　　　次が、11ページの町税等の未収金の一覧表であります。

　　　ここも個別には申しませんが、未収金総額は、前年度から890万8,802円減少しており、滞納整理対策本部による一斉徴収、福島県への実務研修派遣による徴収技術の取得、会津地域地方税滞納整理機構への参加及び徴収専門員配置の成果であると思います。しかしながら、未収金総額は多額であることから、さらなる未収金対策を講ずるよう求めます。

　　　なお、平成27年度における不納欠損額は498万942円であります。

　　　次に、指摘事項並びに要望事項に移ります。

　　　１．町税等未収金徴収対策についてであります。

　　　平成27年度収入決算の未収金についてでありますが、町税の未収額が856万1,000円、放課後支援事業負担金１万1,000円、保育料60万2,000円、住宅使用料512万2,000円、国保税1,212万4,000円、後期高齢者医療保険料25万4,000円、介護保険料183万4,000円、水道使用料772万円、農業集落排水使用料38万8,000円、公共下水道使用料25万4,000円であり、未収金の合計額は3,687万円で、前年度より890万9,000円減少しておりますが、非常に多額であり憂慮すべき状況かと思います。種々対策を講じて未収金の解消に努められておりますが、各担当職員と徴税吏員の連携により徴収技術を高め、法令に基づく滞納処分の実施など、健全財政維持と公正公平の原則からも、職員一丸となって未収金対策に取り組むよう指摘いたします。

　　　２．行政評価制度と行財政改革推進計画についてであります。

　　　「住民と情報共有を通じ、町の意思決定に誰もが参加できる基盤づくり、透明性の高い行政運営と住民基点での行政改革」により、事務事業の的確な執行と効率化を目指すとして多額の費用を投入してきましたが、町政の方向を示す政策を構築する施策評価は稼動しておりますが、施策の目的達成手段である事務事業評価はいまだ公表されていないものがありますので、早急に対応するとともに、現評価方法から正すべき点は正し、効果的、効率的な運用をされるよう要望します。

　　　第５次振興計画後期基本計画実現のため、行政運営の基盤となる行財政改革大綱、行財政改革推進計画について必要な措置を講じられるよう求めます。なお、職員は常に行政のプロフェッショナルとしての意識を高め、事務事業の執行に務めていただきたいと思います。

　　　３．柳津町定員適正化管理計画についてであります。

　　　定員適正化管理計画については毎年指摘しているところであります。

　　　定員管理の目的は、町民負担の増加抑制に留意しつつ貴重な人材を生かすため、最小の職員で最大の効果を上げることにあることから、平成７年度に定員適正化管理計画を策定し、実施されておりますが、町を取り巻く環境は、少子高齢化・人口減少の中で、公共施設整備の老朽化に伴う公共施設等総合管理計画策定の必要性や、町の将来につながる振興計画、地方創生総合戦略の策定等による事業の実施とともに、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めていくことを目指す地域主権改革など、多くの行政需要課題を抱えており、また、数年にわたっている退職職員の増に伴う職員構成の課題を踏まえ、適切な職員数の管理と人材育成を考慮した定員管理適正化計画の見直し等を行い、行政サービスの低下を招かないよう対応を求めます。

　　　最後に、審査の総評であります。

　　　平成27年度柳津町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算については、計数に誤りもなく、関係諸帳簿、諸書類も整備されており、会計経理は正確な決算であると認めるものであります。特に決算統計や財政健全化判断比率を見ますと、実質公債費比率4.3％、将来負担比率もマイナスであります。ただ、経常収支比率が77.3％であり、財政構造上の硬直化が多少進んでいますが、健全な財政運営であったかと判断いたします。

　　　しかしながら、柳津町の財政力指数は単年度で0.1810と非常に脆弱な財政基盤であります。自主財源の柱である町税の収入は、前年度より1,047万8,000円減の３億8,595万5,000円であり、一般財源の主軸である普通交付税と臨時財政対策債の合計額で、平成26年度で19億5,560万1,000円、平成27年度で19億9,300万円であります。町税等自主財源が乏しく、地方交付税や国県の支出金に依存する財政状況は変わっていないものであります。

　　　今後も財政運営は相当厳しくなると思いますので、限られた職員数でありますが、常に地方自治法第２条第14項及び第15項を念頭に置き、また、柳津町行財政改革大綱にのっとり、さらなる自主財源の確保及び事業効果の少ない事業の見直し並びに歳出削減、特に経常経費の抑制に努め、町民福祉の向上と町勢伸展のために、全職員一丸となって一層ご尽力くださるよう要望し、平成27年度の決算審査の総評といたします。

　　　以上で終わります。ありがとうございました。

○議長

　　　これで代表監査委員の報告を終わります。

　　　お諮りいたします。

　　　議案第７４号「平成２７年度柳津町歳入歳出決算認定の審査について」は、議員10名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、議案第７４号「平成２７年度柳津町歳入歳出決算認定について」は、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

　　　決算特別委員会の正副委員長を議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認め、指名いたします。

　　　決算特別委員会委員長に５番、田﨑信二君、副委員長に８番、齋藤正志君を指名します。

　　　なお、決算の審査に当たり、町長並びに所管の課長及び班長の出席を求めます。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

　　　　　　　　　◎休会の議決

○議長

　　　お諮りいたします。

　　　本日、これより９月15日午前10時までを決算審査のため休会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

　　　よって、本日、これより９月15日午前10時までを休会とすることに決定いたしました。

　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇　　　　　　　　　◇

　　　　　　　　　◎散会の議決

○議長

　　　お諮りいたします。

本日はこれをもって散会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

　　　　　　　　　（「異議なし」という声あり）

○議長

　　　異議なきものと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

　　　長時間、大変ご苦労さまでございました。（午後５時３２分）